JAEA-Research 2023-010

DOI:10.11484/jaea-research-2023-010

原子力災害時における甲状腺中放射性ヨウ素放射能の 簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討

Evaluation on Review of Screening Level of Simple Measurement of Radioactive Iodine Radioactivity in the Thyroid in the Case of a Nuclear Accident

外間 智規 木村 仁宣 外川 織彦

Tomonori HOKAMA, Masanori KIMURA and Orihiko TOGAWA

安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター 防災研究開発ディビジョン

Nuclear Emergency Preparedness Research and Development Division Nuclear Emergency Assistance and Training Center Sector of Nuclear Safety Research and Emergency Preparedness

February 2024

Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

本レポートは国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が不定期に発行する成果報告書です。 本レポートはクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。 本レポートの成果(データを含む)に著作権が発生しない場合でも、同ライセンスと同様の 条件で利用してください。(https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja) なお、本レポートの全文は日本原子力研究開発機構ウェブサイト(https://www.jaea.go.jp) より発信されています。本レポートに関しては下記までお問合せください。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JAEA イノベーションハブ 研究成果利活用課 〒 319-1112 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 49

E-mail: ird-support@jaea.go.jp

This report is issued irregularly by Japan Atomic Energy Agency.

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.en).

Even if the results of this report (including data) are not copyrighted, they must be used under the same terms and conditions as CC-BY.

For inquiries regarding this report, please contact Institutional Repository and Utilization Section, JAEA Innovation Hub, Japan Atomic Energy Agency.

4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319-1112, Japan E-mail: ird-support@jaea.go.jp

© Japan Atomic Energy Agency, 2024

原子力災害時における甲状腺中放射性ヨウ素放射能の 簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討

日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター 防災研究開発ディビジョン 外間 智規、木村 仁宣、外川 織彦

(2023年11月20日受理)

原子力災害時に住民の甲状腺中放射性ョウ素放射能の簡易測定を行うことが計画されている。簡易測定にはスクリーニングレベル: $0.20~\mu Sv/h$ が目安として設定されており、原子力災害等の状況に応じて適切に見直すこととされている。しかしながら、スクリーニングレベルの見直しに関する具体的な方針は定められていない。スクリーニングレベルの見直しについては、甲状腺内部被ばく線量の判断レベルや簡易測定の実施期間等、簡易測定の可否に係る要因について考慮する必要がある。本研究では、スクリーニングレベル: $0.20~\mu Sv/h$ の設定根拠を整理するとともに、原子力災害時におけるスクリーニングレベル見直しの実行性について考察を行った。

スクリーニングレベルを $0.025\sim0.50~\mu Sv/h$ の範囲で見直した場合の判断レベルと実施期間との関係を計算し、スクリーニングレベル見直しの実行性について考察を行った。その結果、スクリーニングレベルの見直しについては、適切な判断レベルと実施期間を選択しなければならないという技術的な制約はあるものの実行可能であることが分かった。しかしながら、原子力災害時の簡易測定の実際を想定した場合、スクリーニングレベル見直しについては、実施期間の延長が必要な状況において $0.030\sim0.20~\mu Sv/h$ の範囲で設定することが妥当であろうと評価した。

原子力緊急時支援・研修センター:〒311-1206 茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13

Evaluation on Review of Screening Level of Simple Measurement of Radioactive Iodine Radioactivity in the Thyroid in the Case of a Nuclear Accident

Tomonori HOKAMA, Masanori KIMURA and Orihiko TOGAWA

Nuclear Emergency Preparedness Research and Development Division Nuclear Emergency Assistance and Training Center Sector of Nuclear Safety Research and Emergency Preparedness Japan Atomic Energy Agency Hitachinaka-shi, Ibaraki-ken

(Received November 20, 2023)

In the case of a nuclear accident, it is planned to perform simple measurement of radioactive iodine radioactivity in the thyroid of residents. The screening level for simple measurement is set at 0.20 $\mu Sv/h$ as a reference, and it is required to be reviewed appropriately according to the situation such as a nuclear accident. However, a specific method for reviewing the screening level is not shown. When reviewing the screening level, it is important to take into account factors related to the feasibility of simple measurement, such as the judgment level for internal exposure dose of the thyroid and the duration of the measurement period. In this study, we organized the derivation process of 0.20 $\mu Sv/h$, which was set as the reference for screening level, and considered the feasibility of the reviewing of screening level.

We calculated the relationship between the judgment level and the duration of simple measurement for each screening level, ranging from 0.025 to 0.50 μ Sv/h. Then, the feasibility of the reviewing of screening level was considered. It was found that reviewing the screening level is technically feasible, provided that the judgment level and the duration of simple measurement are appropriate. However, assuming that simple measurement will be performed in an actual nuclear accident, we assessed that it would be reasonable to review the screening level within the range of 0.030 to 0.20 μ Sv/h, in a situation where the duration of simple measurement must be extended.

Keywords: Thyroid Monitoring, Nuclear Accident, Radioactive Iodine

JAEA-Research 2023-010

目 次

1. はじめに	1
2. 原子力災害時における住民の甲状腺モニタリングに関する基礎情報	3
2.1 原子力災害時における住民の甲状腺被ばく経路	3
2.2 原子力災害時における住民の甲状腺内部被ばく線量の評価方法	5
2.3 ¹³¹ I の核種データ及び化学形	7
2.4 ¹³¹ I 吸入摂取時における年齢別の甲状腺残留率	9
3. 日本における住民の甲状腺モニタリングの実施方針	12
3.1 甲状腺モニタリングの対象とする者	12
3.2 甲状腺モニタリングの実施方法及び実施期間	18
4. 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討	28
4.1 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る内容の整理	28
4.2 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル・判断レベル・実施期間の関係	30
4.3 各スクリーニングレベルにおける甲状腺簡易測定の実行性の考察	33
4.3.1 スクリーニングレベル: 0.025 μSv/h	34
4.3.2 スクリーニングレベル: 0.050 μSv/h	35
4.3.3 スクリーニングレベル: 0.075 μSv/h	36
4.3.4 スクリーニングレベル: 0.10 μSv/h	37
4.3.5 スクリーニングレベル: 0.20 μSv/h	39
4.3.6 スクリーニングレベル: 0.30 μSv/h	40
4.3.7 スクリーニングレベル: 0.40 μSv/h	41
4.3.8 スクリーニングレベル: 0.50 μSv/h	43
4.4 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに関する考察	45
4.4.1 実施期間の延長が必要な状況におけるスクリーニングレベルの見直し	48
4.4.2 できるだけ低い判断レベルを目指す状況における	
スクリーニングレベルの見直し	48
4.4.3 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しの実際に係る考察	49
5. まとめ	52
謝辞	53
参考文献	54

Contents

1.	. Introduction	1
2.	. Basic information on thyroid monitoring of residents	
	in the case of a nuclear accident	3
	2.1 Pathways of thyroid exposure in the case of a nuclear accident	3
	2.2 Assessment method of internal exposure dose to the thyroid	
	in the case of a nuclear accident	5
	2.3 Nuclide information of ¹³¹ I and its chemical forms	7
	2.4 Thyroid retention by age after acute inhalation of ¹³¹ I	9
3.	. Implementation policy for resident thyroid monitoring in Japan	12
	3.1 Residents of an object for the thyroid monitoring	12
	3.2 Implementation method and measurement period of thyroid monitoring	18
4.	. Evaluation on review of screening level of simple thyroid measurement	28
	4.1 Organization of contents related to the review of the screening level	
	of simple thyroid measurement	28
	4.2 Relationship between screening level and judgment level	
	and measurement period of simple thyroid measurement	30
	4.3 Consideration of feasibility of simple thyroid measurement	
	when screening level is reviewed	33
	4.3.1 Screening level: 0.025 μSv/h	34
	$4.3.2$ Screening level: $0.050~\mu Sv/h$	35
	4.3.3 Screening level: 0.075 μSv/h	36
	4.3.4 Screening level: 0.10 μSv/h	37
	4.3.5 Screening level: 0.20 μSv/h	39
	4.3.6 Screening level: 0.30 μSv/h	40
	$4.3.7$ Screening level: $0.40~\mu Sv/h$	41
	4.3.8 Screening level: 0.50 μSv/h	43
	4.4 Consideration of reviewing screening level of simple thyroid measurement $ \dots $	45
	4.4.1 Situation requiring an extension of the implementation period	48
	4.4.2 Situation aiming for the lower judgment level	48
	4.4.3 Consideration of the reality of simple thyroid measurement	
	when screening level is reviewed	49
5.	. Concluding remarks	52
A	acknowledgements	53
R	References	54

1. はじめに

原子力災害時、住民等の健康調査及び健康相談を適切に行う観点から、放射性ヨウ素吸入 による甲状腺内部被ばく線量の評価を行うことが計画されている 1)。環境中への放出が想定 される人工放射性物質 2のうち、甲状腺内部被ばく線量に最も寄与すると注目されている放 射性物質は 131I である 3)4)。131I の甲状腺中での実効半減期は約7日と短く 5)、吸入後迅速に 甲状腺中放射性ヨウ素の放射能測定(以下「甲状腺測定」という)を実行しなければ、放射能 を検出することができない。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故(以 下「1F事故」という)の住民の甲状腺内部被ばく線量モニタリング(以下「甲状腺モニタリ ング」という)では、事故初期の3月24日~30日に行われたNaI(TI)シンチレーション式サ ーベイメータ(以下「NaI サーベイメータ」という)等による甲状腺測定により、小児の甲 状腺中 131I の放射能を検出することができた 6。同年 6 月 27 日から開始された福島県民健康 調査 7では、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という)によ り、福島県民の全年齢を対象に、ホールボディカウンタ (Whole Body Counter、以下「WBC」 という) を用いた全身計測が行われた 8 。全身計測の結果では、住民の体内から $^{134}\mathrm{Cs}$ や $^{137}\mathrm{Cs}$ の放射能は検出されたものの、¹³¹I の放射能は検出されなかった。甲状腺モニタリングを行う にあたっては、甲状腺測定機器の測定下限値を考慮し、甲状腺中 ¹³¹I の放射能を検出できる 期間内に甲状腺測定を実行することが重要となる。

原子力規制委員会では、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」(以下「甲状腺モニタリング検討チーム」という)を設置し9、原子力災害時の甲状腺モニタリングの実施方針等について議論を行った。甲状腺モニタリング検討チームで議論された内容は原子力規制委員会へ報告され、報告された内容をもとに令和4年4月に原子力災害対策指針10が改正された。そして、令和5年5月に甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル(以下「甲状腺モニタリングマニュアル」という)が制定され、甲状腺モニタリングの基本的な考え方や実務上の事項について示された110。

現行の甲状腺モニタリングでは、対象となる者に対して、まず周辺線量当量率用の NaI サーベイメータを用いて甲状腺中放射性ヨウ素に対する簡易測定(以下「甲状腺簡易測定」という)を行い、簡易測定の結果、スクリーニングレベル(以下「SL」という)である $0.20\,\mu Sv/h$ を超えた者に対して甲状腺モニタを用いた甲状腺中放射性ヨウ素放射能の詳細測定(以下「甲状腺詳細測定」という)を行うこととしている。また、 $SL:0.20\,\mu Sv/h$ は目安として扱っており、原子力災害等の状況に応じて適切に見直す必要があると記載されている。しかしながら、本稿執筆時点において、SL 見直しに係る具体的な方針等は定められていない。SL 見直しにあたっては、甲状腺モニタリング検討チームで議論された SL 設定の方針に則る必要があると考える。また、SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性についても予め検討しておく必要があると考える。

本研究では、原子力災害対策指針 10 にて要求されている「甲状腺簡易測定の SL の見直し」について検討するため、甲状腺モニタリング検討チーム及び原子力規制委員会にて議論された甲状腺モニタリングに係る内容について整理するとともに、SL の目安である $0.20~\mu Sv/h$ の設定根拠を明らかにする。そのうえで、甲状腺簡易測定の実施方針に則り、SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性及び SL 見直しの実際について考察を行う。

本報告書では、甲状腺簡易測定の SL 見直しに関する考察を行うため、2 章で「原子力災害時における住民の甲状腺モニタリングに関する基礎情報」を、3 章で「日本における住民の甲状腺モニタリングの実施方針」を整理し、4 章で「甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討」を行い、5 章の「まとめ」で、SL 見直しに関する考察の総括及び今後の課題について報告する。

2. 原子力災害時における住民の甲状腺モニタリングに関する基礎情報

3章の「日本における住民の甲状腺モニタリングの実施方針」及び4章の「甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討」を理解するにあたり必要な基礎情報として、本章では「原子力災害時における住民の甲状腺被ばく経路」、「原子力災害時における住民の甲状腺内部被ばく線量の評価方法」、「¹³¹I の核種データ及び化学形」、「¹³¹I 吸入摂取時における年齢別の甲状腺残留率」について文献等を参考に整理を行った。

2.1 原子力災害時における住民の甲状腺被ばく経路

発電用軽水型原子炉施設(以下「原子力施設」という)から放射性ョウ素が放出されるような原子力災害時、原子力施設周辺の住民には複数の甲状腺被ばく経路が考えられる。国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer、以下「IARC」という)によって示された原子力災害時における住民の主な甲状腺被ばく経路30を図1に整理した。IARCでは、これら被ばく経路は、甲状腺被ばく評価対象となる個人の居住歴、食習慣、線量低減のためにとられた行動に依存するとしつつも、大半の住民にとって131Iの吸入摂取及び経口摂取が、甲状腺被ばく~寄与する主な経路となるであろうと報告した。

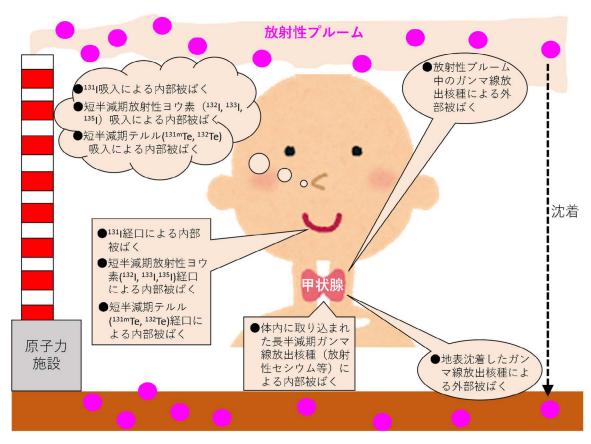


図1 原子力災害時における住民の主な甲状腺被ばく経路

日本における原子力災害時の住民の防護措置内容は、運用上の介入レベル(Operational Intervention Level、以下「OIL」という)と紐づけられており 10)、131 経口摂取に係る防護措置として、早期防護措置と飲食物摂取制限が計画されている。

早期防護措置では放射性物質の放出後 1 日内を目途に OIL2(初期設定値: 20 μSv/h)を超過した区域を特定し、当該区域の地域生産物(野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの)の摂取が制限される。飲食物摂取制限は、飲食物に係るスクリーニング基準と OIL6 がある。前者は放出後数日内を目途に飲食物中の放射性物質濃度を測定すべき区域(初期設定値: 0.50 μSv/h)を特定するための基準である。後者は飲食物の摂取を制限する際の基準で、放出後 1 週間内を目途に飲食物中の放射性物質濃度の測定と分析が行われ、基準を超過した飲食物が確認された場合は迅速に摂取制限が実施される。 OIL6 は飲食物の種類及び核種毎に放射能濃度が設定されており、放射性ヨウ素の初期設定値は飲料水・牛乳・乳製品で 300 Bq/kg、野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他で 2,000 Bq/kg としている。これら放射能濃度は、毎日 1 年間摂取したとしても甲状腺内部被ばく線量が 50 mSv/年の 2/3 を超えないよう設定されている。

現行の早期防護措置及び飲食物摂取制限を鑑みた場合、住民の ¹³¹I 経口摂取はある程度制御可能となると考えられる。したがって、原子力災害時において、住民の甲状腺内部被ばく線量への寄与として最も注目される被ばく経路は、制御困難な ¹³¹I の吸入摂取だと考えられる。なお、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation、以下「UNSCEAR」という)によって行われた 1F 事故時の住民の甲状腺被ばく線量評価においても、甲状腺被ばくへ寄与した主な経路として吸入摂取が示された ⁴⁾。

2.2 原子力災害時における住民の甲状腺内部被ばく線量の評価方法

甲状腺内部被ばく線量を評価するにあたっては、吸入した 131 I の総放射能 (Bq) を推定し、国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection、以下「ICRP」という)の甲状腺等価線量変換係数 (Sv/Bq) を乗じて甲状腺内部被ばく線量 (Sv) を算出する方法が一般的に用いられる 120 。したがって甲状腺内部被ばく線量を評価するにあたっては、吸入した 131 I の総放射能 (Bq) を推定することが重要となる。

内部被ばくに関する測定から線量評価までの流れ ¹³⁾を図 2 に示す。放射性物質の摂取量の推定には直接法である「体外計測法」と、間接法である「バイオアッセイ法」及び「空気中放射性物質濃度測定法」による計算法がある。「体外計測法」は体内に取り込まれた放射性物質から放出される γ 線を体外に設置された放射線測定器で測定し、その測定結果から摂取した放射性物質の総放射能を推定する。一方、「バイオアッセイ法」は尿・糞・血液などの生体試料中の放射性物質の放射能測定結果から摂取した放射性物質の総放射能を推定する。「空気中放射性物質濃度測定法」は、空気中放射性物質濃度の測定結果と評価対象者の呼吸量や作業履歴等から摂取した放射性物質の総放射能を推定する。

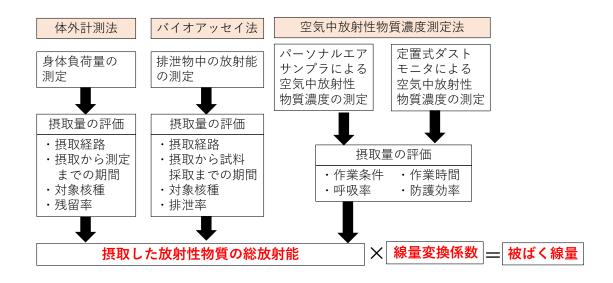


図2 内部被ばくに関する測定から線量評価までの流れ

放射性ヨウ素が大量放出されるような原子力災害時において、甲状腺内部被ばく線量評価の対象者となる住民は大多数となる可能性が考えられる。「バイオアッセイ法」は対象者から糞や尿などの生体試料を採取し、専門スタッフによる試料の処理や分析が必要となるため、人的・物的資源が制限されている原子力災害時において、大多数の住民を対象とした線量評価には適していない。「空気中放射性物質濃度測定法」は、対象者の呼吸量や体内動態などの個人差や、居住空間の空気中放射性物質濃度の調査等、吸入した ¹³¹I の総放射能の推定において多くの不確かさが存在することが課題となる。1F 事故時の住民の甲状腺内部被ばく線量

評価を行った UNSCEAR 報告書 4)では、大気拡散シミュレーションから放射性ヨウ素の吸入量が推計されたが、不確かさが大きいことが課題として挙げられた。

一方、「体外計測法」は、甲状腺測定さえ行うことができれば、甲状腺内部被ばく線量推定に係る多くの不確かさ要因を最低限に抑えることができる。IARC 及び UNSCEAR においても、事故から数週間以内に甲状腺測定が行われれば、個人の甲状腺内部被ばく線量推定の総合的な不確かさは大幅に軽減できるだろうと報告された 3/4)。例えば、IARC においては原子力事故から 4 週間以内、遅くとも 6 週間以内に甲状腺測定の実施を推奨している 3/8。したがって、原子力災害時の住民の甲状腺内部被ばく線量評価においては、優先的に「体外計測法」が採用されると考えられる。

2.3 ¹³¹I の核種データ及び化学形

 131 I の核種データ $^{14)}$ を表 $^{14)}$ に示す。 131 I は原子炉燃料のウランに中性子が当たることで生成される核分裂生成物のひとつで、物理学的半減期は約 14 8 日と短く、 131 Xe(安定)へ壊変する際にエネルギーの異なる複数の 14 8 線及び 14 9 線を放出する。また、チョルノービリ原発事故後のコホート調査等において解析された結果、 131 1 を摂取した 14 1 歳未満に甲状腺がんのリスクの上昇が見られたことから、原子力災害時の住民の健康調査の観点から 131 1 は注目されている。

物理学的半減期 (日)	壊変形式	主なβ線エネルギー (MeV)	主な光子エネルギー (MeV)	主な生成反応
8.0207	β ⁻ 壊変	0.248 (2.1%) 0.334 (7.2%) 0.606 (89.5%)	0.0802 (2.6%) 0.284 (6.1%) 0.365 (81.7%) 0.637 (7.2%) 0.723 (1.8%)	U(n,f) ¹³¹ I

表 1 131 の核種データ 14)

原子力施設から環境中へ放出される時点での ¹³¹I は、無機ヨウ素と有機ヨウ素の混合体ヨウ素であるとされており ¹⁵⁾、そのほとんどは無機ヨウ素であるヨウ化セシウムとして存在するだろうと推定されている ¹⁶⁾。また、放出された ¹³¹I は、環境中で様々な化学形(元素状ヨウ素、次亜ヨウ素酸、ヨウ化メチル、粒子状ヨウ素等)に変化し、変化した化学形によって環境中での挙動が異なるだろうと推定されている ¹⁶⁾。

ICRP にて報告された 131 I 吸入時の住民の甲状腺等価線量変換係数 170 を表 2 に示す。ICRP では、ヒトの被ばく線量評価の観点から、 131 I の化学形をガス状と粒子状に分類しており、ガス状はさらにヨウ化メチル(有機ヨウ素)と元素状ヨウ素(無機ヨウ素)に分類している。粒子状は空気力学的放射能中央径(Activity Median Aerodynamic Diameter、以下「AMAD」という)とクリアランスにより体内動態が特徴づけられており、住民の内部被ばく線量を評価するにあたっては、AMAD: 1

表 2 に示した通り、吸入した 131 I の化学形によって、甲状腺内部被ばく線量への寄与が異なることから、空気中 131 I の濃度を化学形毎に把握できれば、より正確に住民の甲状腺内部被ばく線量を評価する事ができると期待される。空気中 131 I のモニタリング方法等については「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料) 180 」や「環境試料採取法 190 」、「緊急時における放射性ヨウ素測定法 200 」、「大気中放射性物質測定法 210 」によって定められており、空気中 131 I のサンプリングにはヨウ素サンプラを用いることと記載されている。ヨウ素サンプラには、ろ紙及び活性炭カートリッジが内蔵されており、粒子状の 131 I は活性炭カートリッジにサンプリングされる仕組みとなっている。ろ

紙及び活性炭カートリッジは、サンプリング終了後に回収され、Ge 半導体検出器を用いた γ 線核種分析によって、粒子状 131 I とガス状 131 I の放射能がそれぞれ算出される。しかし、この方法ではガス状のヨウ化メチルと元素状ヨウ素を弁別することはできない。また、ろ紙に捕集された粒子状 131 I の AMAD についても把握することはできない。現行の原子力災害時に計画されている空気中 131 I のモニタリングの方法では、前述した、線量評価上は区別されている 131 I の化学形や AMAD を正確に把握することは困難である。

被ばく線量評価において、情報が不十分な場合には安全側の評価を採用するという理念が存在する 15)。その理念に従った場合、原子力災害時の住民の甲状腺内部被ばく線量評価においては、甲状腺等価線量変換係数の最も大きいガス状の元素状ョウ素が 131 の化学形として想定される。1F 事故時に行われた甲状腺内部被ばく線量評価 22)や甲状腺モニタリング検討チームでの SL 設定に関する議論 9においても、前述の理念に基づき、131 の化学形として元素状ョウ素が想定された。

表 2 131 吸入時における住民の甲状腺等価線量変換係数 17)

	化学形			
	 ガス状		粒子状	
年齢	ヨウ化メチル	元素状ヨウ素	AMAD: 1μ m	
	(有機ヨウ素)	(無機ヨウ素)	クリアランス:速い成分	
3ヶ月	2.6E-06	3.3E-06	1.4E-06	
1歳	1 歳 2.5E-06	3.2E-06	1.4E-06	
5歳	1.5E-06	1.9E-06	7.3E-07	
10歳	7.4E-07	9.5E-07	3.7E-07	
15歳	4.8E-07	6.2E-07	2.2E-07	
大人	3.1E-07	3.9E-07	1.5E-07	

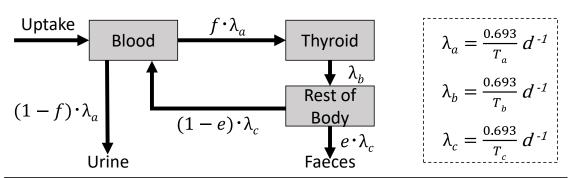
(単位:Sv/Bg)

2.4 131 吸入摂取時における年齢別の甲状腺残留率

ICRP にて示された放射性ヨウ素吸入摂取時の体内動態モデル ²³⁾を図 3 に示す。ICRP の体内動態モデルでは、吸入した放射性ヨウ素のうち 30%が甲状腺に取り込まれ、70%が尿として体外へ排出されると仮定している。吸入摂取された放射性ヨウ素の体内での具体的な挙動を以下の①~⑥に示す。

- ①:吸入で取り込まれた放射性ヨウ素のほとんどが呼吸気道内に沈着し血液へ移行
- ②:血液へ移行した放射性ヨウ素のうち30%が甲状腺へと取り込まれ、残り70%は尿として直接体外へ排出
- ③:甲状腺へ取り込まれた放射性ヨウ素は、甲状腺ホルモンと結合し、甲状腺の生物学的 半減期に従い、徐々に他組織へ移行
- ④:他組織へ移行した放射性ヨウ素の20%は便として直接体外へ排出
- ⑤:他組織へ移行した放射性ヨウ素の80%は血液へ移行
- ⑥:②~⑤の繰り返し

ICRP では各組織に一度取り込まれた放射性物質の放射能が半分になるまでの時間を生物学的半減期と表現している。また、各組織の生物学的半減期は年齢別に異なるとしており、住民を構成する年齢群として「3 $_{\rm F}$ 月 (1 歳未満)」、「1 歳 (1 歳以上3 歳未満)」、「5 歳 (3 歳以上8 歳未満)」、「10 歳 (8 歳以上13 歳未満)」、「15 歳 (13 歳以上18 歳未満)」、「大人 (18 歳以上)」の6 つに分類している23)。



	甲状腺吸収	便排泄(%) -	生物学的半減期			
年齢	(%)	г т	血液(d)	甲状腺(d)	残り臓器(d)	
	[f]	[e]	[T _a]	[T _b]	[T _c]	
3ヶ月	30	20	0.25	11.2	1.12	
1歳	30	20	0.25	15	1.5	
5歳	30	20	0.25	23	2.3	
10歳	30	20	0.25	58	5.8	
15歳	30	20	0.25	67	6.7	
大人_	30	20	0.25	80	12	

図3 放射性ヨウ素吸入摂取時の体内動態モデル23)

元素状 131I 吸入摂取時の甲状腺残留率を図 4 に示す。図 4 に示した甲状腺残留率の計算に あたっては、図3に示した ICRP の放射性ヨウ素吸入摂取時の体内動態モデルが組み込まれ ている線量計算ソフトウェア MONDAL3²⁴⁾を用いた。MONDAL3 は国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構(以下「量研機構」という)によって開発され、ICRP の呼吸気道モデ ル("ICRP Publication 66")、体内動態モデル("ICRP Publications 30, 56, 67, 69, 71")、胃 腸管モデル("ICRP Publication 30")が組み込まれている。住民を対象とした急性吸入時の 甲状腺残留率を年齢や 131I の化学形別で計算することができ、1F 事故時の住民の内部被ばく 線量評価においても使用実績がある ²²⁾。MONDAL3 では急性摂取時の甲状腺残留率を、摂取 後0~1日までは0.1日単位で、摂取後1日以降は1日単位で計算する仕様となっている。し かしながら、原子力災害時の住民の甲状腺簡易測定は、災害後の比較的早い段階から継続的 に実施されることが想定される。原子力災害時の甲状腺モニタリングについて議論を行うに あたっては、甲状腺残留率を可能な限り短い時間間隔で把握することが望ましい。本研究で は MONDAL3 で算出した甲状腺残留率の計算結果を線形補完し、1 時間単位で甲状腺残留率 の変動を算出することとした。また、「2.3 131」の核種データ及び化学形」で示した通り、甲 状腺残留率の算出にあたっては、原子力災害時において住民の甲状腺内部被ばく線量への寄 与が最も大きいと想定される元素状 131I の吸入摂取を計算条件として採用した。

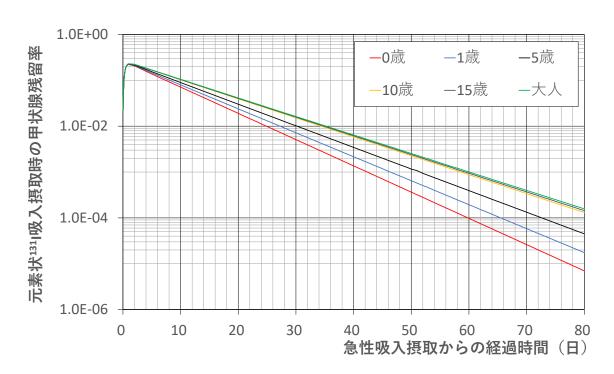


図 4 元素状 131 I 吸入摂取時の甲状腺残留率(ただし 0 日に急性吸入摂取仮定)

図 4 に示した通り、 131 I を急性吸入摂取した時期を 0 日とした場合、甲状腺残留率は約 1 日後にピークを迎え、その後徐々に減少していく傾向がみられ、その傾向は全年齢群において共通であった。また、急性吸入から数日間は年齢による甲状腺残留率の差は小さいが、数日以降から徐々に差が開き始め、 0 0歳、 1 1歳、 5 5歳、 10 10歳、 15 15歳、大人の順で年齢が高くなるにつれて甲状腺残留率は大きくなった。特に 0 0歳、 1 1歳、 5 5歳については、経過時間とともに甲状腺残留率の差が顕著に見られた。逆に 10 10歳、 15 15歳、大人の甲状腺残留率の差は僅かであり、ほとんど同じ変動を示した。

図4に示した通り、原子力災害時における住民の元素状 ¹³¹I 吸入摂取時の甲状腺残留率は、年齢によって程度が異なり、時間経過に伴って変動する。「1. はじめに」で示した通り、甲状腺測定は、甲状腺中 ¹³¹I の放射能を検出できる期間内に実行することが重要となる。したがって、原子力災害時における住民の甲状腺モニタリングについて議論を行うにあたっては、モニタリング対象者の年齢別及び ¹³¹I 吸入摂取からの経過時間を考慮することが重要となる。

3. 日本における住民の甲状腺モニタリングの実施方針

原子力災害対策指針 10)に記載された「甲状腺簡易測定の SL の見直し」について検討するにあたり、日本における現行の甲状腺モニタリングの実施方針について整理する必要がある。日本における原子力災害時の住民の甲状腺モニタリングについては、1F 事故以前は「緊急被ばく医療の知識 12)」において方法等が示されていたものの、具体的な実施内容までは取り決められておらず、1F 事故時に行われた福島県民を対象とした甲状腺測定 0は、量・質ともに課題が残る結果であった。

原子力規制庁は、1F事故時の甲状腺モニタリングの経験を踏まえ、高バックグラウンド環境下でも測定が可能、可搬で小型、高感度、放射性ヨウ素を特定できるスペクトル分析が可能な甲状腺モニタの開発を進めてきた 25)26)。開発した甲状腺モニタを用いて、甲状腺モニタリングを的確に実施できる体制を構築することを目的として、原子力規制委員会は 2021 年 2 月に甲状腺モニタリング検討チームを設置し、原子力災害時における住民の甲状腺モニタリングの具体的な実施内容について議論を行った 9)。議論された内容は、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合報告書」として原子力規制委員会において報告され、原子力災害対策指針 10)の改正に活用された。

本章では、現行の原子力災害対策指針 100に記載された甲状腺モニタリングに関する内容について、全4回(2021年2月~7月)の甲状腺モニタリング検討チーム会合や、原子力規制委員会で行われた議論を基に、記載内容の設定根拠や想定事象等の整理を行った。

3.1 甲状腺モニタリングの対象とする者

以下に、原子力災害対策指針 ¹⁰⁾に記載された「甲状腺モニタリングの対象とする者」に係る主な内容を抜粋する。

第3 緊急事態応急対策

- (5) 防護措置及びその他の必要な措置
 - ⑥甲状腺被ばく線量モニタリング
 - (i)対象とする者

対象とする者は、OIL に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された 地域に居住する住民等(放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を 除く。)であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児に ついては、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼 児の線量を推定する。

なお、原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を見直すなどにより、対象と する者について柔軟に対応する必要がある。 この中で、甲状腺モニタリング検討チーム会合等において議論された「(1)甲状腺モニタリングの対象地域」、「(2)甲状腺モニタリングの対象年齢群」、「(3)甲状腺測定が困難な乳幼児の甲状腺モニタリング」の設定根拠について整理した。

(1)甲状腺モニタリングの対象地域

「甲状腺モニタリングの対象地域」については、甲状腺モニタリング検討チームの第1回会合において議論された。会合では、環境中に放射性物質が放出された場合、緊急防護措置を準備する区域(Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という)圏内の地表面沈着に起因する空間放射線量率と、放射性プルーム吸入による住民の甲状腺内部被ばく線量には一定の相関関係がある事が報告された。また、防護措置を講じない大人が屋外で1週間滞在した場合、甲状腺内部被ばく線量(mSv)/空間線量率(μSv/h)の比が1.6になるとの計算結果が報告された。甲状腺内部被ばく線量(mSv)/空間線量率(μSv/h)を算出するにあたって設定された主な計算条件を以下に示す。これら計算条件は、環境へ放出された放射性物質の組成等、計算結果に影響を及ぼすいくつかの変動要因を考慮し、現実的に甲状腺内部被ばく線量が安全側の評価となるよう設定された。

- ●想定事故:放射性物質が環境中へ放出
- ●炉心内蔵量: 80万 kWe 級加圧水型軽水炉をモデル
- ●環境への放出量: 137Cs の放出量 100TBq 基準にその他核種の放出量を換算
- ●炉停止から放出開始までの時間:24 時間
- ●放出高さ:50m
- ●気象条件:1年間の気象データから248通りをサンプリング(茨城県東海地区)
- ●甲状腺被ばく経路:外部被ばく(放射性プルーム・地表沈着)及び内部被ばく(吸入)
- ●対象者:大人(防護措置無し)
- ●大気中拡散・被ばく線量評価に使用した計算コード:OSCAAR ²⁶⁾

同会合において報告された「 131 I 急性吸入時の甲状腺等価線量変換係数及び呼吸量の年齢依存性」を表 3 に示す。甲状腺等価線量変換係数 (5 Sv/ 5 Bq) 及び呼吸量 (5 Md) は 5 ICRP 17 にて示された数値が用いられた。また、 131 I の化学形: 粒子状は、住民の内部被ばく線量評価を安全側に行うにあたって ICRP が推奨している 5 AMAD: 5 1 5 μm、クリアランス: 速い成分が採用された。

同じ空間に滞在した住民の放射性プルーム吸入による甲状腺内部被ばく線量には年齢依存性があり、甲状腺等価線量変換係数 (Sv/Bq) と呼吸量 (m^3/d) の積によって特徴づけられる。表 3 に示した通り、甲状腺内部被ばく線量が最も大きくなる条件は、1 歳児が粒子状の ^{131}I を吸入した場合で、大人の甲状腺内部被ばく線量を 1 とした場合、約 2.2 になると計算された。

対象	1日呼吸量	線量係数(Sv/Bq)	成人に	線量係数(Sv/Bq)	成人に
(年齢)	(m3)	粒子状 (1 μ m, F)	対する比	元素状	対する比
3 ヶ月児	2.86	1.4 × 10(-6)	1.2	3.3 × 10(-6)	1.1
1歳児	5.16	1.4 × 10(-6)	2.2	$3.2 \times 10(-6)$	1.9
5 歲児	8.72	7.3 × 10(-7)	1.9	1.9 × 10(-6)	1.9
10 歳児	15.3	$3.7 \times 10(-7)$	1.7	$9.5 \times 10(-7)$	1.7
15 歳児	20.1	2.2 × 10(-7)	1.3	$6.2 \times 10(-7)$	1.4
成人	22.2	1.5 × 10(-7)	1	$3.9 \times 10(-7)$	1

表 3 ¹⁸¹I 急性吸入時の甲状腺等価線量変換係数及び呼吸量の年齢依存性 ⁹⁾

OIL2(初期設定値: $20\,\mu Sv/h$)地域における 1 歳児の甲状腺内部被ばく線量は、大人の甲状腺内部被ばく線量 (mSv) /空間線量率 ($\mu Sv/h$) の 1.6 と、大人の甲状腺内部被ばく線量に対する比の 2.2 を用いて、以下の式より約 70 数 mSv と計算された。

1歳児の甲状腺内部被ばく線量

 $\cdot \left[rac{1 \,$ 歳児の甲状腺等価線量変換係数(Sv/Bq)・ $1 \,$ 歳児の呼吸量(m^3/d) 大人の甲状腺等価線量変換係数(Sv/Bq)・大人の 呼吸量(m^3/d)

- $= 20 (\mu Sv/h) \, \cdot \, 1.6 ((mSv)/(\mu Sv/h)) \, \cdot 2.2 ((m^3/d)/(m^3/d))$
- ≈ 70 数(mSv)

1 歳児の甲状腺内部被ばく線量の約 70 数 mSv は、屋外で 1 週間滞在する想定で計算されたものであり、現行の原子力災害対策指針にて計画されている放射性プルーム放出時の屋内退避を考慮した場合、IAEA にて示された安定ョウ素剤の服用基準 50 mSv (最初の 7 日間)を下回るだろうと報告された。同様に、OIL1 (初期設定値:500 μSv/h) 及び OIL2 (初期設定値:20 μSv/h) 超過地域以外の空間線量率が比較的低い地域においても、住民の甲状腺内部被ばく線量は 50 mSv を上回ることにならないだろうとも報告された。また、事故の態様や放射性物質の拡散状況等による不確かさがあるため、状況に応じて対象地域を見直す必要がある旨が報告された。

以上の検討を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームでは、甲状腺モニタリングの対象地域として OIL1 及び OIL2 に基づく防護措置の対象となった地域を基本とし、事故の状況に応じて対象地域を見直すことが提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 ¹⁰においては、甲状腺モニタリングの対象地域として「OIL に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域」が設定され、「原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を見直す」ことが記載された。

(2)甲状腺モニタリングの対象年齢群

「甲状腺モニタリングの対象年齢群」については、甲状腺モニタリング検討チームの第 1 回及び第4回会合において議論された。会合においては、甲状腺モニタリングの対象者は、 甲状腺の放射線感受性のより高い者を優先すべきだろうという方針のもと議論が展開された。 放射線感受性のより高い者を選定するにあたっては、チョルノービリ原発事故後の小児甲状 腺がんの増加を調査した論文や、年齢が若いほど放射線による甲状腺がんリスクが高いと推 定した論文等が参考にされた。また、表3に示した通り、同じ空間に異なる年齢群の住民が 滞在した場合、1 歳及び 5 歳の年齢群の甲状腺内部被ばく線量が高くなること、1F 事故後の 福島県民健康調査 7では 19 歳未満の住民を対象に甲状腺検査が実施された経験等が紹介さ れた。以上の議論を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームでは、甲状腺モニタリングの対 象とする年齢群として 19 歳未満が提案された。また、ICRP 及び IARC では、母親が取り込 んだ放射性物質による胎児への放射線影響や、授乳を介した乳児の内部被ばくを懸念してい る旨が報告され 3)28)29)、放射線感受性のより高い胎児及び乳幼児の線量評価の観点から、甲状 腺モニタリングの対象として妊婦・授乳婦を追加することが提案された。甲状腺モニタリン グ検討チームでは、大人を対象とした甲状腺モニタリングの要否についても議論が行われた が、チョルノービリ原発事故後の調査や、広島・長崎の原爆被爆者の健康影響に対する疫学 調査結果からは、大人の甲状腺がんのリスク増加を示唆する確立したエビデンスがないこと が報告され、甲状腺モニタリングを優先すべき対象年齢群から大人は除外することが提案さ れた。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 ¹⁰においては、甲状腺モニタリングの対象年齢群として「19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦」を基本とする方針が記載された。

(3)甲状腺測定が困難な乳幼児の甲状腺モニタリング

「甲状腺測定が困難な乳幼児の甲状腺モニタリング」については、甲状腺モニタリング検討チームの第3回及び第4回会合において議論された。会合において、乳幼児は他年齢群と比べて呼吸量が少なく、甲状腺中 ¹³¹I の残留期間も短いことから、甲状腺測定上不利な条件であることが問題として挙げられた。また、乳幼児は頸部が短く、測定器検出部を密着させての甲状腺測定が困難であることも問題として挙げられた。甲状腺モニタリング検討チームでは、これら問題に対応するため、乳幼児の甲状腺内部被ばく線量を、行動を共にした大人の甲状腺測定結果から推定する方法について検討が行われた。

図5に会合にて報告された「100 mGy 相当の ¹³¹I を急性吸入摂取した乳幼児の甲状腺測定における NaI サーベイメータの測定値」を示す。乳幼児の甲状腺内部被ばく線量を大人の甲状腺測定結果から推定するにあたっては、両者の呼吸量や甲状腺等価線量変換係数、甲状腺中 ¹³¹I に対する NaI サーベイメータの応答効率の違いが考慮された。図5に示した通り、乳幼児本人の甲状腺測定を行う場合と、大人の甲状腺測定結果で代替する場合を比較したところ、大人で代替した場合の方が同期間でのNaI サーベイメータ測定値が高くなり、甲状腺測定の実施期間が延長されることが分かった。大人で代替することで、甲状腺測定上の不利な条件が緩和されること、甲状腺測定が困難な乳幼児に対しても甲状腺モニタリングを実施可能となることが報告された。以上の検討を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームでは、乳幼児の甲状腺モニタリングを行うことを目的に、乳幼児と行動を共にした大人を甲状腺測定の対象として追加することが提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 100では、乳幼児の甲状腺モニタリングについて、「甲状腺測定が困難な場合は、行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する」方針が記載された。

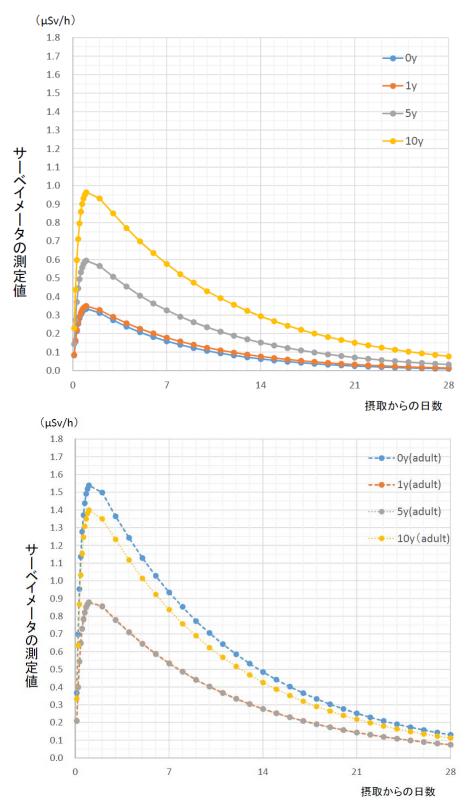


図 5 100 mGy 相当の ¹³¹I を急性吸入摂取した乳幼児の 甲状腺測定における NaI サーベイメータの測定値 ⁹ (上:乳幼児本人で測定した場合、下:乳幼児を大人で代替測定した場合)

3.2 甲状腺モニタリングの実施方法及び実施期間

以下に、現行の原子力災害対策指針 100に記載された「甲状腺モニタリングの実施方法及び 実施期間」に係る主な内容を抜粋する。

第3 緊急事態応急対策

- (5) 防護措置及びその他の必要な措置
 - ⑥甲状腺被ばく線量モニタリング
 - (iii) 実施方法及び実施期間

まず、(i)に掲げる者に簡易測定を行い、スクリーニングレベル(注)を 超える者を対象として詳細測定を行う。なお、これらの測定結果は、個人情報 の保護の観点から適切に管理する必要がある。

(注) スクリーニングレベル

スクリーニングレベルは、毎時0.2マイクロシーベルトを目安とする。 当該値は我が国において周辺線量当量率の測定のために広く用いられている NaI (TI) サーベイメータを利用した場合の値である。なお、原子力災害等の 状況に応じて、国はスクリーニングレベルを適切に見直す必要がある。

(イ) 簡易測定

簡易測定は、NaI (TI) サーベイメータを用いて実施する。簡易測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね3週間内を基本とし、この期間を超える場合には、簡易測定ではなく詳細測定を行う。

(口) 詳細測定

詳細測定は、スクリーニングレベルを超える者を対象として、甲状腺モニタを用いて実施する。詳細測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね4週間内を基本とし、この期間を超える場合には、代替としてホールボディカウンタを用いた測定を行い、核種組成から放射性ヨウ素の線量推定を行う。

なお、国立研究開発法人において可搬型の甲状腺モニタが開発されたが、今後製品化され普及が見込まれる段階において、当該甲状腺モニタを用いた実施体制等について改めて検討し本指針に記載する。

この中で、甲状腺モニタリング検討チーム会合等において議論された「(1)甲状腺モニタリングの実施方法」、「(2)甲状腺簡易測定及び甲状腺詳細測定の実施機器」、「(3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」、「(4)甲状腺簡易測定の SL の見直し」、「(5)甲状腺詳細測定の実施期間」について、その設定根拠を整理した。

(1)甲状腺モニタリングの実施方法

「甲状腺モニタリングの実施方法」については、甲状腺モニタリング検討チームの第2回及び第4回会合において議論された。これら会合では、原子力災害時において、甲状腺モニタリング対象者の人数を事前把握することは困難であり、対象者が大多数となった場合、対象者全員に対して甲状腺内部被ばく線量推定のための詳細な甲状腺測定を実施できない状況に陥ることが問題として挙げられた。この問題に対応するため、甲状腺モニタリング検討チームでは、甲状腺内部被ばくのスクリーニング目的の甲状腺簡易測定と、SLを超えた者に対して定量的かつ、より正確に甲状腺中ヨウ素の放射能を測定する目的の甲状腺詳細測定が設定された。そして、モニタリング対象者全員に対して甲状腺簡易測定を行い、甲状腺内部被ばくリスクがより懸念される個人を抽出し、その後、抽出した個人に対して甲状腺詳細測定を行い、得られた測定結果から個人の甲状腺内部被ばく線量を推定する実施方法が提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 100においては、甲状腺モニタリングの実施方法として「甲状腺簡易測定を行い、スクリーニングレベルを超える者を対象として甲状腺詳細測定を行う」方針が記載された。

(2)甲状腺簡易測定及び甲状腺詳細測定の実施機器

「甲状腺簡易測定及び甲状腺詳細測定の実施機器」については、甲状腺モニタリング検討チームの第2回会合において議論された。会合では、甲状腺測定に用いられる機器として NaI サーベイメータ、可搬型スペクトロメータ、高純度 Ge 半導体型甲状腺モニタの活用について議論された。図6に会合にて報告された甲状腺中ョウ素の放射能測定に用いられる機器を示す。これら機器のうち、甲状腺簡易測定には迅速かつ簡便に取り扱うことが可能で、現状で広く普及している NaI サーベイメータの採用を基本とすることが提案された。

機器	Nal(TI) サーベイメータ	可搬型スペクトロメータ	甲状腺モニタ
外観(写真)			
結晶	Nal(Tl)	Nal(TI), LaBr ₃ (Ce) etc.	高純度Ge
エネルギー分解能	_	良	優
測定時間(1名)	1.5~2分間	3~5分間	3~10分間
測定人数(1時間)	~ 30人	~ 10人	~ 5人
コスト	低	ф	高
操作性	容易	やや難(スペクトル測定)	中(スペクトル測定)
欠点	核種同定は不可	操作性(解析はPC上)	移動は基本的に不可

図6 甲状腺中ヨウ素の放射能測定に用いられる機器 9)

甲状腺詳細測定には、原子力規制庁の放射線安全規制研究推進事業において開発された可搬型の甲状腺モニタ(以下「新甲状腺モニタ」という)を用いることが検討された90。会合にて報告された新甲状腺モニタを図7、8に示す。新甲状腺モニタは、「高バックグランド環境下でも測定可能、可搬で小型、高感度、放射性ョウ素を特定できるスペクトル分析が可能」との開発方針の下、量研機構及び原子力機構によって開発された249250。量研機構の甲状腺モニタには検出部にGAGG9ンチレータが採用されており、小児・乳幼児用、大人用の複数のプローブがあるため、年齢にあわせた甲状腺測定が可能であるという特徴が報告された。原子力機構の甲状腺モニタには検出部に $LaBr_3(Ce)$ 9ンンチレータが採用されており、高バックグラウンド線量率下での測定が可能であるという特徴が報告された。

【機器概要】 【測定性能】

検出素子: GAGG シンチレータ・2. 5µSv/h の環境下、180 秒測定で約 300Bq

・電源供給 : 制御用ノート PC から給電 (参考:乳児の甲状腺等価線量 10 mSv に相当する ¹³¹ I

・重 量 : 約 1.5 kg(成人用) 甲状腺残留量→吸入摂取から1週間後で約 300 Bq)





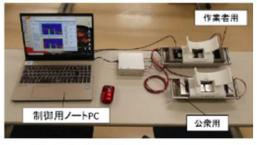
(左)成人用 (右)小児・乳幼児用

乳児測定のイメージ

図7 量研機構が開発した甲状腺モニタ9)

【機器概要】 【測定性能】

・検出素子 : LaBr₃(Ce) シンチレータ (公衆用) ・20 μ Sv/h の環境下*、150 秒測定で小児約
・電源供給 : 制御用ノート PC から給電 650Bq、成人 約 950Bq (摂取 5 日後甲状腺
・重 量 : 約 14.4 kg (遮蔽体含む) 等価線量: 10mSv 以下) *137Cs 標準場で試験





開発された甲状腺モニタシステム

測定のイメージ

図8 原子力機構が開発した甲状腺モニタ9

これら新甲状腺モニタは、特定国立研究開発法人産業技術総合研究所によって、JIS Z 4343:2015「体内放射能測定措置 $-\gamma$ 線放出核種(エネルギー100kev 以上 3000keV 以下) -」の基本性能試験に基づいた第三者評価が行われ、甲状腺詳細測定を実施できる性能を有していることが評価された 9。 ただし、新甲状腺モニタは自治体への普及など実施体制構築までには時間を要することから、体制構築までの間は、現状で原子力災害拠点病院等に配備され、測定要員も確保されている既存の高純度 Ge 半導体型甲状腺モニタを用いて甲状腺詳細測定を行うことが提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針においては、「甲状腺簡易測定は NaI サーベイメータを使用」、「甲状腺詳細測定は甲状腺モニタを使用」する方針が記載された。また、「国立研究開発法人において開発された可搬型の甲状腺モニタの普及が見込まれる段階において、実施体制等を改めて検討」する内容が記載された。

(3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間

「甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」については、甲状腺モニタリング検討チームの第 2 回、第 3 回及び第 4 回会合において議論された。会合では、SL の具体的数値(NaI サーベイメータによる 1cm 線量当量率の測定値[µSv/h])を設定するにあたって「判断レベル」、「吸入摂取シナリオ」、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき」について考慮する必要があることが報告された。

「判断レベル」については、国際機関から示された安定ョウ素剤の服用基準や、医学的フォローアップの基準等を参考に、設定方針について議論が展開された。会合にて報告された 国際機関の甲状腺被ばくに係る線量基準を図9に示す。

国際原子力機関(IAEA)

ΓIAEA GSR Part7 (2015)

甲状腺等価線量50mSv (最初の7日間で):安定ヨウ素剤の服用基準

ΓΙΑΕΑ EPR-NPP-OILs (2017) Ι

甲状腺の預託等価線量100mSv: 医学的フォローアップのための甲状腺 預託等価線量

国際がん研究機関 (IARC)

「IARC Technical Publication No.46」

胎児期又は小児期又は思春期に100~500mGy以上の甲状腺線量を被ばくした者:長期の甲状腺健康モニタリングプログラム(超音波検査などの医学的健康調査)の提供を検討するよう提言されている"よりリスクの高い個人"

図 9 国際機関の甲状腺被ばくに係る線量基準 9

会合では、これら基準のうち 100 mSv が様々な場面において基準として採用されていること、最近の疫学研究では 100 mSv 以下の甲状腺がんリスク上昇に関する論文も出ており、リスクコミュニケーションの観点から 100 mSv 以下も注目する必要があることなどが報告された。ただ一方、判断レベルとして低い値を採用した場合、NaI サーベイメータの性能上の制約により、甲状腺簡易測定を実行できない状況に陥ることが問題として挙げられ、判断レベルとして、IAEA の安定ョウ素剤の服用基準:50 mSv を下回る値の採用は不適当であると指摘された。そのため、スクリーニングレベルに関わる不確かさを考えた時に IARC の甲状腺健康モニタリングプログラム提供検討の基準:500 mGy は最低限確保しつつ、甲状腺簡易測定の実行性を踏まえできるだけ低い値を目指すことが適当であると報告された。

以上より、「判断レベル」の設定にあたっては、「国際機関の示す甲状腺被ばく線量基準等を念頭に、最低限守るべきレベルを確保すると同時に、低線量での甲状腺がんのリスクに関する科学的知見を踏まえて、測定の実施可能性を考慮しながら、できるだけ低いレベルを目指すこと」が甲状腺モニタリング検討チームから提案された。

「吸入摂取シナリオ」については、短期間に一時的に 131 I を吸入摂取する場合の「急性摂取シナリオ」と、一定の期間連続して 131 I を吸入する場合の「慢性摂取シナリオ」の 2 つのシナリオが紹介され、SL を設定するにあたり、想定が適当となるシナリオについて議論が行われた。図 10 に NaI サーベイメータの測定値 $^{0.1}$ 10 に対する甲状腺吸収線量と測定日の関係を示す。本計算では、 0 歳時の甲状腺簡易測定結果が $^{0.1}$ 10 に対する甲状腺吸収線量と測定日取シナリオ」及び「慢性摂取シナリオ」を想定した時の甲状腺吸収線量の違いが報告された。図 10 より、甲状腺簡易測定結果を用いて甲状腺吸収線量を推定する場合、「急性摂取シナリオ」を想定した方が、甲状腺内部被ばく線量を安全側に見積もることが報告された。

以上より、「吸入摂取シナリオ」については、安全側に甲状腺内部被ばく線量を評価する観点から、「急性摂取シナリオ」を想定することが甲状腺モニタリング検討チームから提案された。

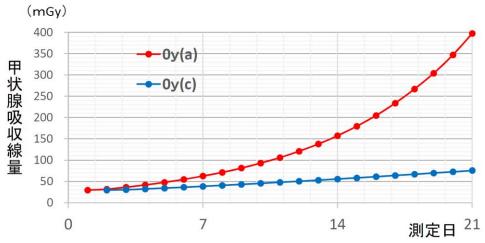


図 10 NaI サーベイメータの測定値 0.1 μSv/h に対する甲状腺吸収線量と測定日の関係 ⁹ ((a):急性摂取シナリオ、(c):慢性摂取シナリオ)

「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき」については、測定場所の空間線量率に起因する NaI サーベイメータ測定値の統計的変動と、測定者の技能の違い(主にプローブ位置の違いに起因)による NaI サーベイメータ測定値のばらつきに注目することが報告され、これらを考慮した SL の設定方法について議論が行われた。

図 11 に会合にて報告された甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつきを示す。NaI サーベイメータ測定値のばらつき算出にあたっては、日本レイテック(株)製の NaI サーベイメータ(型式:TCS-172B)が代表機種として選定された。また、高度被ばく医療支援センターが実施している「甲状腺簡易計測研修」において得られた測定結果 30 を用いて測定値ばらつきの評価が行われた。「甲状腺簡易計測研修」では、強度の異なる 131 模擬線源が頸部箇所に収められた複数のマネキン頭部に対して NaI サーベイメータを用いた甲状腺簡易測定が行われ、測定者全員が読みとった測定値から測定者の技能の違いによるばらつきが評価された。また、空間線量率に起因する放射線計測の統計的変動を評価するため、通常バックグラウンド($^{0.05}$ $_{\mu}$ Sv/h)と、高いバックグラウンド($^{0.5}$ $_{\mu}$ Sv/h)の環境下において甲状腺簡易測定が行われた。図 11 より、NaI サーベイメータの正味値が $^{0.20}$ $_{\mu}$ Sv/h 以上の場合には、空間線量率に起因する統計的変動が小さくなること、測定者の技能の違いによる測定値のばらつきは 10 0 であることが報告された。

以上より、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき」については、空間線量率の影響を受けにくい NaI サーベイメータ測定値として $0.20~\mu Sv/h$ を目安とすること、測定者の技能の違いによる測定値のばらつきとして、測定値に $\pm 20\%$ 程度(1σ)の誤差を盛り込むことが甲状腺モニタリング検討チームから提案された。

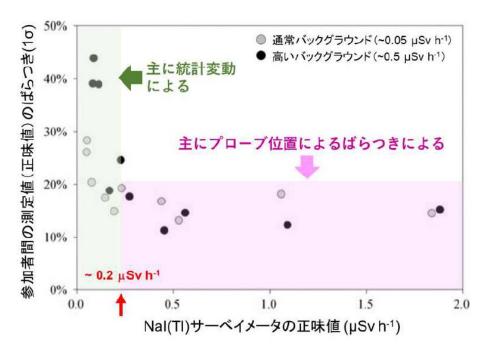


図 11 甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき 🤋

上述の「判断レベル」及び「吸入摂取シナリオ」、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき」での議論を踏まえ、甲状腺簡易測定の実施期間が試算され、甲状腺簡易測定の実運用面での実行可能性について検討が行われた。

図 12 に会合にて報告された 131 I 吸入摂取時における年齢別の 131 I 吸入摂取時における年齢別の 131 I 吸入摂取時における年齢別の 131 I 吸入摂取時における年齢別の 131 I 吸入摂取けべれます。本計算では、様々な場面において基準として活用されている 100 mGy を判断レベルとして、空間線量率の影響を受けにくい 131 I サーベイメータの測定値: 131 I の 131 I

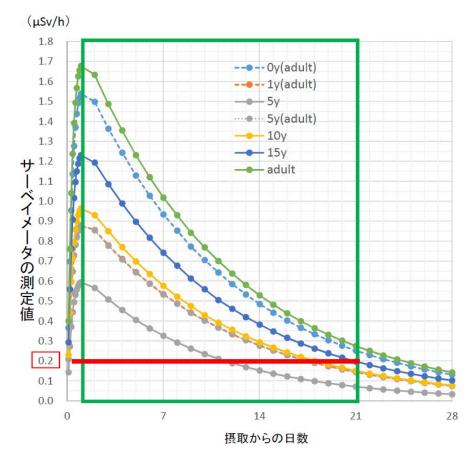


図 12 急性摂取シナリオにおける 100 mGy 相当摂取時のサーベイメータ測定値 9

図 13 に、会合にて報告された UPZ 内人口 20 万人を想定した場合の甲状腺簡易測定の測定器数及び測定要員数の試算例を示す。本試算では、3 週間以内に甲状腺簡易測定を完了させることを想定し、必要な測定器台数及び測定要員数が算出された。また、甲状腺簡易測定に要する時間として 6 分(測定時間: 2 分、本人確認・記録、頚部拭き取り等: 4 分)、1 日当たりの甲状腺簡易測定実施時間として 8 時間が想定された。

図 13 より、UPZ 内人口 20 万人を想定した場合、甲状腺簡易測定対象者(19 歳未満、妊婦・授乳婦等)の人数は約 4.2 万人となり、3 週間以内に甲状腺簡易測定を完了させるためには、測定器台数:40 台、測定要員数:80 人が必要であり、実運用面での実行可能性の観点から適当だろうと議論された。実際の原子力災害時には必ずしも試算結果通りとはならないことが懸念事項として挙げられたが、測定要員の動員など追加対応が可能であり、甲状腺簡易測定の実行が不可能となるような決定的な問題は無さそうだと議論された。また、甲状腺簡易測定の SL 等が本試算の想定と異なったとしても、摂取からおおむね 3 週間を経た場合、NaI サーベイメータの測定限界との関係から甲状腺簡易測定は困難になるだろうと議論された。

簡易測定 対象人数

- ●UPZ内人口: 20万人
- ●19歳未満人口(割合):約16%(平成27年度国勢調査から)⇒約3.2万人
- ●妊婦、授乳婦、保護者等:約5% ⇒ 約1万人

- 計 約4.2万人

簡易測定 の能力

- ●<u>測定時間 約2分、本人確認・記録、頚部拭き取り等 約4分、計6分/1人</u> ×1時間=約10人
- ⇒時間当たり約10人×40台(仮定)=約400人 ⇒1日(8時間)当たり約3,200人
- ⇒避難所等到着後(吸入摂取後1週間程度)から2週間(14日間)で約44,800人

試算結果

●試算上、避難所到着後2週間内で約4.4万人を測定可能であり、対象人数に対応ができる ⇒吸入摂取から3週間を超過した場合は、詳細測定で対応する

必要となる 測定機器台数 及び要員数

- ●測定器:40台
- ●測定要員:測定者40人(1人/台)+記録者40人(1人/台)=<u>計80人</u> ※この他、会場設営・運営等の要員、交代要員が必要となる

図 13 甲状腺簡易測定の測定器数及び測定要員数の試算例 9

以上の検討を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームからは「NaI サーベイメータの測定値: $0.20~\mu Sv/h$ を SL の目安とすること」、「甲状腺簡易測定の測定期間は、おおむね 3 週間以内を基本とすること」が提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 10 においては、「スクリーニングレベルは、毎時 0.2 マイクロシーベルトを目安」、「簡易測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね 3 週間内を基本とし、この期間を超える場合には、簡易測定ではなく詳細測定を行う。」と記載された。

(4)甲状腺簡易測定の SL の見直し

「甲状腺簡易測定の SL の見直し」については、甲状腺モニタリング検討チームの第 2 回、及び第 4 回会合、令和 3 年度原子力規制委員会第 34 回会議(令和 3 年 9 月 22 日開催)において議論された。会合等では、原子力災害発生時の甲状腺測定対象者数をあらかじめ把握することはできないこと、実際の事故の態様や放射性物質の拡散状況等によっては、甲状腺簡易測定の対象者数が想定と異なる状況も考えられ、測定対象者数に応じて $SL:0.20~\mu Sv/h$ を適切に見直す必要があることが報告された。また、甲状腺簡易測定の対象者数に対して測定体制に余裕がある場合、100~m Sv よりも低い判断レベルを目指すために、SL を見直すこと、対象者数が極めて多くなり $SL:0.20~\mu Sv/h$ では 3 週間内での測定完了が困難となる場合は、甲状腺簡易測定の実施期間を延ばすため、SL を一段階下げることが考えられると報告された。

以上の検討を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームからは、「事故の態様や放射性物質の拡散状況等に不確かさがあることから、国は SL を適切に見直し判断できる体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。」と提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 10 においては、「原子力災害等の状況に応じて、国はスクリーニングレベルを適切に見直す必要がある。」と記載された。

(5)甲状腺詳細測定の実施期間

「甲状腺詳細測定の実施期間」については、甲状腺モニタリング検討チームの第 3 回及び第 4 回会合において議論された。図 14 に会合にて報告された甲状腺内部被ばく線量 100 mSv に相当する ¹³¹I 急性吸入時の甲状腺残留量を示す。甲状腺残留量の算出にあたっては、判断レベル 100 mSv 相当の ¹³¹I を急性吸入した場合が想定された。また、甲状腺詳細測定に用いられる甲状腺モニタの検出下限値として 30Bq が想定された。図 14 より、甲状腺残留量が最も早く減衰する 0 歳児において、吸入摂取から約 40 日が経過した場合、甲状腺モニタの検出下限値を下回り、測定困難となることが報告された。また、0 歳児の甲状腺詳細測定を確実に実施するためには、安全側に 1 週間程度余裕を持ち、4 週間内を実施期間の基本とすべきだろうと議論された。

甲状腺モニタを用いた甲状腺詳細測定が困難となる 4 週間以降の対応として、WBC を用いて甲状腺中放射性ヨウ素の放射能を推定することについて議論が行われた。具体的にはWBC を用いて体内の放射性セシウム放射能を測定できれば、核種組成比を用いて甲状腺に集積していたと想定される放射性ヨウ素の放射能を推定可能であること、4 週間より前に行われた甲状腺詳細測定結果や環境放射線モニタリング結果を用いれば、信頼性の高い核種組成比が得られること、放射性セシウム以外の放射性物質でも推定可能であることなどが議論された。また、当該推定方法は1F事故時において小児の甲状腺内部被ばく線量推定に活用されたこと、原子力災害時には原子力災害拠点病院や高度被ばく医療支援センター等に設置さ

れている WBC が活用可能であることなどが報告された。

以上の検討を踏まえ、甲状腺モニタリング検討チームからは、「甲状腺詳細測定は、おおむね 4 週間内の実施を基本とすること」、「4 週間を超過する場合には、甲状腺モニタで測定することが困難となるため、ホールボディカウンタを用いて放射性セシウム等の線量を測定し、核種組成から放射性ヨウ素の線量推定を行うことが適切であること」が提案された。

この甲状腺モニタリング検討チームからの提案を受けて、原子力災害対策指針 100においては、「詳細測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね 4 週間内を基本とし、この期間を超える場合には、代替としてホールボディカウンタを用いた測定を行い、核種組成から放射性ヨウ素の線量推定を行う。」と記載された。

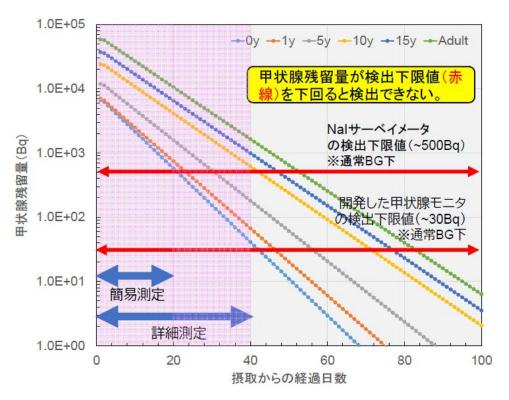


図 14 甲状腺内部被ばく線量 100 mSv に相当する 131I 急性吸入時の甲状腺残留量 9

4. 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る検討

「3.2 (4)甲状腺簡易測定の SL の見直し」で示した通り、現行の原子力災害対策指針 10)には、原子力災害等の状況に応じて甲状腺簡易測定の SL を見直す必要がある旨が記載されている。しかしながら、本稿執筆時点において、SL 見直しに係る具体的な方針等は定められていない。

本章では、甲状腺簡易測定の SL 見直しに係る検討として、甲状腺モニタリング検討チーム等にて議論された SL・判断レベル・実施期間の関係及び SL 見直しに係る内容を整理する。 そのうえで、SL 毎に判断レベルと実施期間との関係を算出し、SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性及び原子力災害時における SL 見直しの実際について考察を行う。

4.1 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る内容の整理

「3. 日本における住民の甲状腺モニタリングの実施方針」で示した甲状腺簡易測定の SL、判断レベル、実施期間の設定方針について整理したものを図 15 に示す。

【甲状腺簡易測定におけるNaIサーベイメータ測定値のばらつき】

NaIサーベイメータ測定値が≧0.2 μSv/hの場合

- ・空間線量率に起因するNalサーベイメータ測定値の統計的変動が小さい
- ・測定者の技能の違いによる測定値のばらつきは $\pm 20\%$ 程度 (1σ)



【判断レベルの設定方針】

国際機関の基準を念頭に、 最低限の守るべきレベルを確 保しつつ、測定の実施可能性 を考慮し、できるだけ低いレ ベルを目指す

- 50 mSv/7 ☐ [IAEA-GSR7]
- 100 mSv[IAEA-OILs]
- · 100∼500 mGy[IARC-No46]

【甲状腺簡易測定のSLと実施期間】

・10歳(本人の測定)

・15歳(本人の測定)

・SLは様々な数値が考えらえるが、0.2 μSv/hをSLの目安として設定

: 18 ⊟

: 20 ⊟

・測定の実施可能性を考慮し、3週間内を実施期間の基本として設定

【甲状腺簡易測定のSLの見直しの状況】

- ・実施期間の延長が必要な場合
- ・できるだけ低い判断レベルを目指す場合

図 15 甲状腺簡易測定の SL、判断レベル、実施期間の設定方針

図 15 に示した通り、SL の目安である $0.20\,\mu Sv/h$ は、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値ばらつき: $\pm 20\%$ 」や「判断レベル: $100\,m Gy$ 」、「実施期間:3 週間」との関係を考慮して設定された。これら関係を考慮するにあたっては、ICRP の年齢区分で測定対象者を分け、年齢区分毎に甲状腺簡易測定の実行性について検討が行われた。その結果、甲状腺簡易測定上不利な条件である 0 歳・1 歳・5 歳の甲状腺内部被ばく線量を推定するにあたっては、大人の甲状腺簡易測定結果で代替する方針が設定された。また、SL 見直しに関する議論としては、SL を見直す場合の状況として「実施期間の延長が必要な状況」と「できるだけ低い判断レベルを目指す状況」の 2 つが例として挙げられた。

本研究では、甲状腺モニタリング検討チーム等にて議論された甲状腺簡易測定の実施方針に関するこれら内容に則り、SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について検討する。ただし、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値ばらつき: $\pm 20\%$ 」については、本検討の対象外とすることとした。「3.2(3) 甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値ばらつき: $\pm 20\%$ 」は、空間線量率に起因する NaI サーベイメータ測定値の統計的変動と、測定者の技能の違いによる NaI サーベイメータ測定値のばらつきの 2 つの要因が考慮されている。これら 2 つの要因については、空間線量率が 0.50 μ Sv/h の環境下で甲状腺簡易測定を行った場合の NaI サーベイメータ測定値ばらつきから評価された。しかしながら、この甲状腺モニタリング検討チームの議論以降に制定された甲状腺モニタリングマニュアル 110では、甲状腺簡易測定の実施場所の空間線量率を 0.20 μ Sv/h 未満とすることが記載されている。

空間線量率: $0.20~\mu Sv/h$ 未満の環境下で甲状腺簡易測定を行うという現行の実施方針に対して、空間線量率: $0.50~\mu Sv/h$ の環境下の NaI サーベイメータ測定値ばらつきを考慮することは適当でないと考えたため、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値ばらつき: $\pm 20\%$ 」を本検討の対象外とすることとした。

4.2 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル・判断レベル・実施期間の関係

「4.1 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る内容の整理」で示した甲状腺簡易測定の実施方針を踏まえ、本研究においては、甲状腺簡易測定の SL・判断レベル・実施期間の関係を以下の式を用いて表現することとした。

$$Q_i = \frac{JL}{e_i} \qquad \cdot \cdot \cdot (1)$$

$$N_i(t) = \frac{Q_i \cdot R_i(t)}{CF_i} \cdot \cdot \cdot (2)$$

$$SL = N_i(T)$$
 • • (3)

ここで、

 Q_i :判断レベルJL相当の甲状腺内部被ばくを引き起こす環境において、年齢群iの甲状腺 測定対象者が吸入すると推定される 131 I 放射能(Bq)

IL:甲状腺簡易測定の判断レベル(mSv)

e_i : ¹³¹I(ガス状/元素状ョウ素) 急性吸入時における年齢群iの甲状腺簡易測定対象者の 甲状腺等価線量変換係数(mSv/Bq)

 $N_i(t)$: 131 I 急性吸入時からの経過時間t(H)における年齢群iの甲状腺簡易測定対象者の 131 サーベイメータ測定値(131 LS 131 L)

 $R_i(t)$: 131 I 急性吸入時からの経過時間tにおける年齢群iの甲状腺簡易測定対象者の甲状腺 残留率(Bq/Bq)

 CF_i : 年齢群iの甲状腺簡易測定対象者の甲状腺中 131 I 放射能に対する NaI サーベイメータの応答関数(Bg/(μ Sv/h))

SL: 甲状腺簡易測定の SL (µSv/h)

T: 甲状腺簡易測定の実施期間(日)

甲状腺簡易測定の SL・判断レベル・実施期間の関係を把握するにあたって、まず始めに式 (1)を用いて判断レベルJL相当の甲状腺内部被ばく線量を引き起こす環境において、甲状腺簡 易測定対象者の ^{131}I 吸入量 Q_i を算出した。次に式(2)を用いて ^{131}I 吸入量 Q_i と甲状腺残留率 $R_i(t)$ から経過時間tにおける甲状腺中 ^{131}I 放射能を算出し、NaI サーベイメータの応答関数 CF_i で除して NaI サーベイメータの測定値 $N_i(t)$ を算出した。そして、式(3)を用いて NaI サーベイメータ測定値 $N_i(t)$ が SL と同じ数値となる時間を算出し、その時間を甲状腺簡易測定の 実施期間Tとした。

また、原子力災害対策指針 $^{10)}$ では「乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。」と記載されている。乳幼児の判断レベルJL超過の有無を、保護者の甲状腺簡易測定結果を用いて判断するためには、乳幼児の甲状腺内部被ばく線量が判断レベルJL相当となる環境において、甲状腺簡易測定対象者となる保護者の ^{131}I 吸入量 Q_i を算出しなければならない。本研究においては、保護者の ^{131}I 吸入量 Q_i を以下の式を用いて表現することとした。

$$Q_i = \frac{JL}{e_{i'}} \cdot \frac{B_i}{B_{i'}} \qquad \cdot \cdot \cdot (4)$$

ここで、

 e_{i}' : 131 I(ガス状/元素状ョウ素) 急性吸入時における年齢群iの乳幼児の甲状腺等価線量変換係数(mSv/Bq)

 B_i : 年齢群iの保護者の呼吸量 (m^3/d) B_i' : 年齢群iの乳幼児の呼吸量 (m^3/d)

「3.1(1) 甲状腺モニタリングの対象地域」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームでは、各年齢群の甲状腺内部被ばく線量の比を算出するにあたり、各年齢群の呼吸量が用いられた。この甲状腺モニタリング検討チームでの議論を踏まえ、甲状腺簡易測定対象者となる保護者の 131 I 吸入量 Q_i を推定するにあたっては、乳幼児と保護者の呼吸量の比を用いることとした。式(4)に示した通り、乳幼児の甲状腺内部被ばく線量が判断レベルJL相当となる環境において乳幼児の 131 I 吸入量を求め、乳幼児の呼吸量 B_i 'と保護者の呼吸量 B_i の比を用いて、保護者の 131 I 吸入量 O_i を算出した。

式(1)(4)のパラメータのうち、甲状腺等価線量変換係数 e_i 及び e_i 'については「3.1(1) 甲状腺モニタリングの対象地域」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームの議論の中でも用いられた ICRP の 131 I(ガス状の元素状ョウ素)の甲状腺等価線量変換係数 15 を用いることとした(表 2 参照)。呼吸量 B_i 及び B_i 'については、「3.1(1) 甲状腺モニタリングの対象地域」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームの議論の中で用いられた ICRP の呼吸量 9 を用いることとした(表 3 参照)。また、「3.2(3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームでは、SL の目安である 0.20 μ Sv/h を設定するにあたり、0 歳・1 歳・5 歳の甲状腺簡易測定を大人の甲状腺簡易測定結果で代替することが想定された。このことを踏まえ、乳幼児の甲状腺等価線量変換係数 e_i '及び呼吸量 B_i 'の年齢群iについては 0 歳・1 歳・5 歳を、保護者の呼吸量 B_i の年齢群iについては大人を想定することとした。

式(2)のパラメータのうち、甲状腺残留率 $R_i(t)$ については、「 2.4^{131} I 吸入摂取時における年齢別の甲状腺残留率」で示した通り、ICRP の放射性ヨウ素吸入摂取時の体内動態モデルが組み込まれている MONDAL 3^{23} を用いて計算することとした(図 4 参照)。NaI サーベイメー

タの応答関数 CF_i については、具体的数値を入力するためには、甲状腺簡易測定で用いられる NaI サーベイメータの機種を想定しなければならない。原子力災害対策指針 10 には、甲状腺簡易測定に使用される機器として「我が国において周辺線量当量率の測定のために広く用いられている NaI (Tl) サーベイメータ」と記載されている。「3.2(3) 甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームでは甲状腺簡易測定の SL を設定するにあたって日本レイテック(株)製の NaI サーベイメータ(型式: $TCS-172B^{31}$)が代表機種として選定された。当該 NaI サーベイメータの甲状腺中 13 I 放射能に対する測定値の年齢別応答関数を表 4 に示す。これら応答関数は、平成 31 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業「原子力事故時における近隣住民の確実な初期内部被ばく線量の把握に向けた包括的個人内部被ばくモニタリングの確立」 25 において量研機構から報告された数値である。式(2)のパラメータのうち NaI サーベイメータの応答関数 CF_i については、日本レイテック(株)製の NaI サーベイメータ(型式: 15 172 15 170 15 17

表 4 甲状腺中 ¹³¹I 放射能に対する NaI サーベイメータ測定値の年齢別応答関数 ²⁵⁾

年齢グループ	0歳	1歳	5歳	10歳	15歳	大人
Nalサーベイメータ [※]						
の応答関数	2.00E+04	2.00E+04	2.00E+04	2.50E+04	3.00E+04	3.50E+04
$(Bq/\mu Svh^{-1})$						

※日本レイテック(株)製Nalサーベイメータ(型式:TCS-172B)

4.3 各スクリーニングレベルにおける甲状腺簡易測定の実行性の考察

各 SL における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間の関係を図 $16\sim23$ に示す。各 SL の判断レベル及び実施期間は、式(1)、(2)、(3)、(4)を用いて算出した。主な計算条件を以下に示す。

- ●想定核種(化学形): ¹³¹I(ガス状の元素状ヨウ素)
- ●摂取シナリオ:急性吸入摂取
- ●甲状腺残留率: ICRP の呼吸気道モデル ("ICRP Publication 66")、体内動態モデル ("ICRP Publication 30")、 Publications 30, 56, 67, 69, 71")、胃腸管モデル ("ICRP Publication 30") より算出
- ●甲状腺簡易測定対象者の年齢群等
 - : 0歳(本人の測定)、0歳(大人で代替測定)、1歳(本人の測定)、
 - 1歳(大人で代替測定)、5歳(本人の測定)、5歳(大人で代替測定)、
 - 10歳(本人の測定)、15歳(本人の測定)、大人(本人の測定)
- ●甲状腺簡易測定器:日本レイテック(株)製 NaI サーベイメータ(型式: TCS-172B)
- ●判断レベル (mGy): 50、100、200、300、400、500
- •SL(μ Sv/h): 0.025, 0.050, 0.75, 0.10, 0.20, 0.30, 0.40, 0.50

計算条件のうち「想定核種(化学形)」及び「摂取シナリオ」については、「3.2(3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームにて SL 設定の際に想定された条件を採用した。

「甲状腺残留率」については、「2.4 131 I 吸入摂取時における年齢別の甲状腺残留率」で示した通り、ICRP の放射性ヨウ素吸入摂取時の体内動態モデルが組み込まれている MONDAL 3^{23} を用いて計算することとした。

「甲状腺簡易測定対象者の年齢群等」については、「3.1(2)甲状腺モニタリングの対象年齢群」及び「3.1(3)甲状腺測定が困難な乳幼児の甲状腺モニタリング」で示した通り、原子力災害対策指針 10に定められた甲状腺簡易測定が実施される可能性がある者全員を対象とした。

「甲状腺簡易測定器」については、「3.2 (3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、NaI サーベイメータ測定値のばらつき算出にあたって代表機種として選定された日本レイテック(株)製の NaI サーベイメータ(型式: TCS-172B 31)を想定した。

「判断レベル」については、「3.2 (3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、甲状腺モニタリング検討チームにおいて判断レベル設定にあたり参考された国際機関が示す線量基準(図 9 参照)のうち、数値が最も小さい"IAEA GSR part7"の $50 \, \mathrm{mGy}$ (安定ヨウ素剤の服用基準)から、最も大きい IARC の $500 \, \mathrm{mGy}$ (甲状腺健康モニタリングプログラム提供の基準の上限値)の範囲の中で代表的な $6 \, \mathrm{点}$ の値を採用した。

「SL」については、NaI サーベイメータによる甲状腺簡易測定の下限値 $0.025\,\mu Sv/h$ (IARC が示した 131 I の検出可能放射能 500Bq から換算) から、IAEA の EPR-NPP-OILs $^{32)}$ にて提

案された $OIL8_Y$ (甲状腺被ばくの運用上の介入レベル) の初期設定値: $0.50~\mu Sv/h$ の範囲の中で代表的な 8 点の値を採用した。

SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実施期間の変動や判断レベルの設定下限値、各年齢群の測定可否等、実行性に関する項目については、現行の原子力災害対策指針で定められている甲状腺簡易測定の SL の目安: 0.20 μSv/h 及び実施期間の基本: 3 週間、SL の目安: 0.20 μSv/h の設定で採用された判断レベル: 100 mGy を比較指標とし考察を行った。また、本計算においては、主な計算条件で示した通り判断レベル及び SL として代表値を採用した。SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性に関する考察は、これら代表値単位で行うこととした。なお、「3.2 (3)甲状腺簡易測定の SL 及び実施期間」で示した通り、甲状腺簡易測定の実施期間は「0歳(大人で代替測定)」で約23日、「1歳(大人で代替測定)」で約17日、「5歳(大人で代替測定)」で約17日、「5歳(大人で代替測定)」で約17日、「10歳(本人の測定)」で約18日、「15歳(本人の測定)」で約20日と計算され、これら計算結果を踏まえ実施期間の基本としておおむね3週間が設定された。本研究においては、実施期間の基本:3週間を21日と見なし、実施期間が21日に最も近い15歳(本人の測定)を対象として、SLを見直した際の実施期間に関する考察を行うこととした。

4.3.1 スクリーニングレベル: 0.025 μSv/h

SL: $0.025 \, \mu Sv/h$ の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 16 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: $100 \, m Gy$ 」、「 $SL: 0.20 \, \mu Sv/h$ 」、「実施期間: $21 \, \text{日}$ 」を比較指標とし、SL を $0.025 \, \mu Sv/h$ に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.025\,\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを $100\,m$ Gy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等: 「 $15\,$ 歳(本人の測定)」)は $21\,$ 日[比較指標]から $43\,$ 日に延長される結果となった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「 $0\,$ 歳(本人の測定)」で $21\,$ 日以内、「 $1\,$ 歳(本人の測定)」で $23\,$ 日以内、「 $5\,$ 歳(本人の測定)」で $31\,$ 日以内とすることで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.025\,\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを $100\,m$ Gy[比較指標]から $50\,m$ Gy・ $200\,m$ Gy・ $300\,m$ Gy・ $400\,m$ Gy・ $500\,m$ Gy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「 $15\,$ 歳(本人の測定)」)は、 $21\,$ 日[比較指標]から、それぞれ $36\,$ 日・ $50\,$ 日・ $55\,$ 日・ $58\,$ 日・ $60\,$ 日に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「 $5\,$ 歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ $32\,$ 日以内・ $47\,$ 日以内・ $52\,$ 日以内・ $55\,$ 日以内・ $57\,$ 日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を 0.025 µSv/h に見直し、実施期間を 21 日[比較指標]とした場合、各年齢群等の判断レベルの設定下限値は「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」で 100 mGy、「0歳(大人で代替測定)」・「1歳(本人の測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(本人の測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「10歳(本人の測定)」・「15歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で 50 mGy となった。実施期間を 21 日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

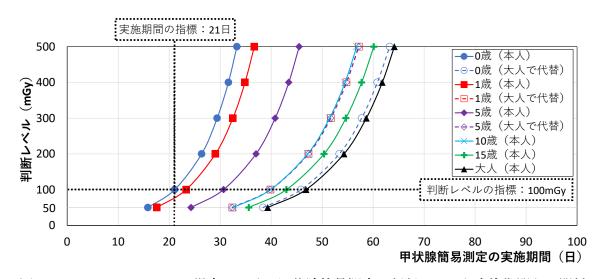


図 16 SL: 0.025 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.2 スクリーニングレベル: 0.050 μSv/h

SL: $0.050~\mu Sv/h$ の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 17 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~m Gy」、「 $SL: 0.20~\mu Sv/h$ 」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.050~\mu Sv/h$ に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.050\,\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを $100\,m$ Gy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等: 「15歳(本人の測定)」)は $21\,$ 日[比較指標]から $36\,$ 日に延長される結果となった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「0歳(本人の測定)」で $16\,$ 日以内、「1歳(本人の測定)」で $18\,$ 日以内、「5歳(本人の測定)」で $24\,$ 日以内とすることで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.050 \mu \text{Sv/h}$ に見直し、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から $50 \text{ mGy} \cdot 200 \text{ mGy} \cdot 300 \text{ mGy} \cdot 400 \text{ mGy} \cdot 500 \text{ mGy} へ変更した場合、実施期間(年齢群等: <math>\lceil 15$ 歳(本人の測定)」)は、21 H[比較指標]から、それぞれ $28 \text{ H} \cdot 43 \text{ H} \cdot 47 \text{ H} \cdot 50 \text{ H} \cdot 53 \text{ H}$ に変更される

結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ヨウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 25 日以内・40 日以内・44 日以内・47 日以内・50 日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SLを 0.050µSv/h に見直し、実施期間を 21 日[比較指標]とした場合、各年齢群等の判断レベルの設定下限値は「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」で 200 mGy、「5歳(本人の測定)」で 100 mGy、「0歳(大人で代替測定)」・「1歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(本人の測定)」・「5歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で 50 mGyとなった。実施期間を 21 日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

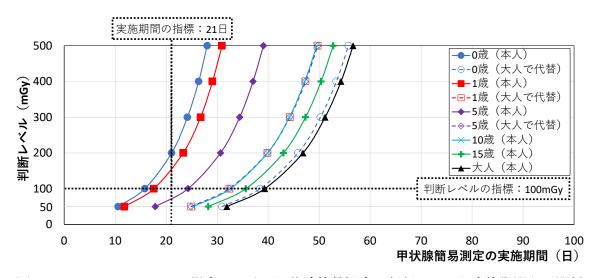


図 17 SL: 0.050 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.3 スクリーニングレベル: 0.075 μSv/h

 $SL:0.075\mu Sv/h$ の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 18 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: $100\ mGy$ 」、「 $SL:0.20\ \mu Sv/h$ 」、「実施期間: $21\ H$ 」を比較指標とし、SLを $0.075\ \mu Sv/h$ に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.075\,\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを $100\,m$ Gy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等:「15歳(本人の測定)」)は $21\,$ 日[比較指標]から $31\,$ 日に延長される結果となった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「0歳(本人の測定)」で $13\,$ 日以内、「1歳(本人の測定)」で

14日以内、「5歳(本人の測定)」で21日以内とすることで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.075~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から 50~mGy・200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は、21~日[比較指標]から、それぞれ 24~日・39~日・43~日・46~日・48~日に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5~歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 21~日以内・35~日以内・40~日以内・43~日以内・45~日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.075~\mu$ Sv/h に見直し、実施期間を 21~ 日[比較指標]とした場合、各年齢群等の判断レベルの設定下限値は「0 歳(本人の測定)」・「1 歳(本人の測定)」で 300~mGy、「5 歳(本人の測定)」で 200~mGy、「1 歳(大人で代替測定)」・「5 歳(大人で代替測定)」・「10 歳(本人の測定)」で 100~mGy、「0 歳(大人で代替測定)」・「15 歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で 100~mGy、「0 歳(大人で代替測定)」・「15 歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で 100~mGy となった。実施期間を 100~mGy となった。実施期間を 100~mGy に較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100~mGy [比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

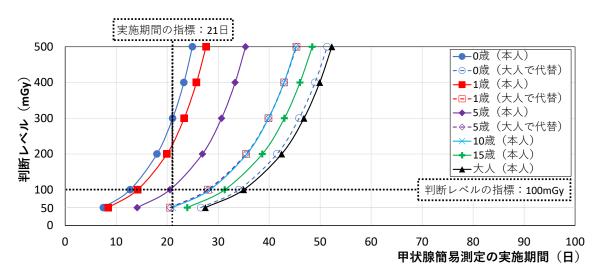


図 18 SL: 0.075 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.4 スクリーニングレベル: 0.10 μSv/h

SL: $0.10~\mu$ Sv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 19に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~mGy」、「SL: $0.20~\mu$ Sv/h」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.10~\mu$ Sv/h に見直した際の甲状腺簡易測定の実

行性について考察を行った。

SL を $0.10~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は 21~日[比較指標]から 28~日に延長される結果となった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「0~歳(本人の測定)」で 11~日以内、「1~歳(本人の測定)」で 12~日以内、「5~歳(本人の測定)」で 18~日以内とすることで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を 0.10 µSv/h に見直し、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から 50 mGy・200 mGy・300 mGy・400 mGy・500 mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「15歳(本人の測定)」)は、21 日[比較指標]から、それぞれ 21 日・36 日・40 日・43 日・45 日に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ヨウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 18 日以内・32 日以内・37 日以内・40 日以内・42 日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.10~\mu$ Sv/h に見直し、実施期間を 21~ 日[比較指標]とした場合、各年齢群等の判断レベルの設定下限値は「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」で 400~mGy、「5歳(本人の測定)」で 200~mGy、「1歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「10歳(本人の測定)」・「15歳(本人の測定)」で 100~mGy、「0歳(大人で代替測定)」・「大人(本人の測定)」で 50~mGy となった。実施期間を 21~ 日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

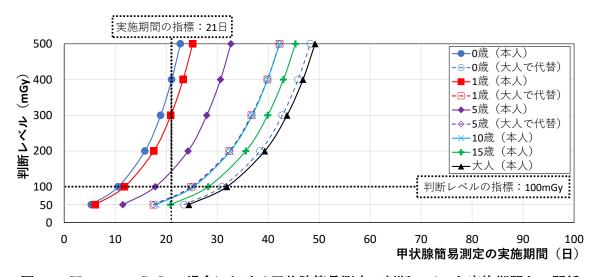


図 19 SL: 0.10 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.5 スクリーニングレベル: 0.20 μSv/h

SL: $0.20~\mu$ Sv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 20 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~mGy」、「SL: $0.20~\mu$ Sv/h」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.20~\mu$ Sv/h[比較指標]のまま見直ししなかった際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.20 \,\mu$ Sv/h[比較指標]、判断レベルを $100 \, m$ Gy[比較指標]とした場合、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「0歳(本人の測定)」で 5 日以内、「1歳(本人の測定)」で 6 日以内、「5歳(本人の測定)」で 11 日以内とすることで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.20~\mu$ Sv/h[比較指標]のまま、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から 50~mGy・200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は、21~B[比較指標]から、それぞれ 14~B・28~B・33~B・36~B・38~Bに変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5~歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ヨウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 10~B以内・25~B以内・29~B以内・32~B以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を 0.20 µSv/h[比較指標]のまま、実施期間を 21 日[比較指標]とした場合、「0 歳(本人の測定)」・「1 歳(本人の測定)」の判断レベルの設定下限値は、本計算条件で定めた判断レベルの上限である 500 mGy を超える結果となった。 500 mGy より高い判断レベルを設定することは、健康調査及び健康相談を適切に行う観点 いからは不適当と考えられることから、「0歳(本人の測定)」・「1 歳(本人の測定)」の甲状腺簡易測定の実行は不可であることが分かった。その他年齢群等の判断レベルの設定下限値は「5 歳(本人の測定)」で 300 mGy、「1 歳(大人で代替測定)」・「5 歳(大人で代替測定)」・「10 歳(本人の測定)」で 200 mGy、「0 歳(大人で代替測定)」・「15 歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で 100 mGy となった。実施期間を 21 日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

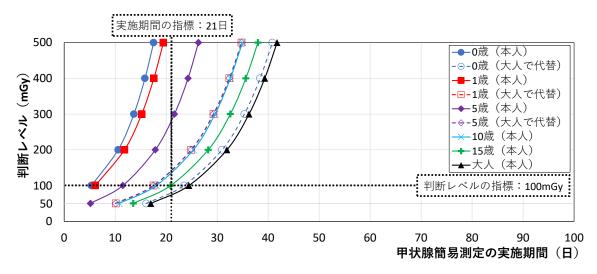


図 20 SL: 0.20 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.6 スクリーニングレベル: 0.30 μSv/h

SL: $0.30~\mu$ Sv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 21 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~mGy」、「SL: $0.20~\mu$ Sv/h」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.30~\mu$ Sv/h に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.30~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は 21~B[比較指標]から 17~Bに短縮される結果となった。実施期間が短縮されることから、甲状腺簡易測定を実行するためには、対応要員を増やすなど、測定能率の見直しが必要となることが分かった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児について、実施期間をそれぞれ「0~歳(本人の測定)」で 2~B以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~8日以内、「1~6歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~7日以内、「1~76歳(本人の測定)」で 3~76歳(本人の測定)」で 3~76歳(本人の測定))で 3~76歳(本人の測定)で 3~76歳(本人の測定)で 3~76歳(本人の測定)で 3~76歳(本人の測定)で 3~76歳(本人の測定)で 3~76歳(本人の測定)(3~76歳(本人の測定)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳)(3~76歳

SL を $0.30~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から 50~mGy・200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は、21~日[比較指標]から、それぞれ 9~日・24~日・28~日・31~1日・34~日に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5~歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 6~日以内・25~日以内・25~日以内・28~日以内・30~1日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.30 \,\mu$ Sv/h に見直し、実施期間を $21 \, \Pi$ [比較指標]とした場合、0 歳 (本人の測定)」・ 1 歳 (本人の測定)」の判断レベルの設定下限値は、本計算条件で定めた判断レベルの上限

である 500 mGy を超える結果となった。500 mGy より高い判断レベルを設定することは、健康調査及び健康相談を適切に行う観点 1)からは不適当と考えられることから、乳幼児本人を対象とした甲状腺簡易測定の実行は不可であることが分かった。その他年齢群等の判断レベルの設定下限値は「5歳(本人の測定)」で500 mGy、「1歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「10歳(本人の測定)」・「15歳(本人の測定)」・「大人(本人の測定)」で200 mGy となった。実施期間を21日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

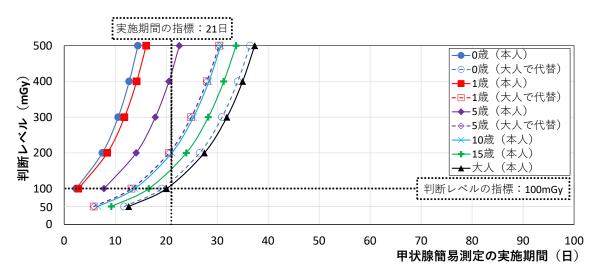


図 21 SL: 0.30 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.7 スクリーニングレベル: 0.40 μSv/h

SL: $0.40~\mu$ Sv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 22 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~mGy」、「SL: $0.20~\mu$ Sv/h」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.40~\mu$ Sv/h に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.40~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等:「15歳(本人の測定)」)は 21~B[比較指標]から 14~Bに短縮される結果となった。実施期間が短縮されることから、甲状腺簡易測定を実行するためには、対応要員を増やすなど、測定能率の見直しが必要となることが分かった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児のうち「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」については、 $SL:0.40~\mu$ Sv/h の条件では、100~mGy に相当する甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出することができないため、甲状腺簡易測定の実行が不可であることが分かった。「5歳(本人の測定)」については、実施期間を 5~B以内とすることで、甲状腺簡易測

定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.40~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から 50~mGy・200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等:「15~歳(本人の測定)」)は、21~日[比較指標]から、それぞれ 6~日・21~日・25~日・28~日・31~日に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「5~歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。実施期間をそれぞれ 3~日以内・25~日以内・25~日以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SLを 0.40 µSv/h に見直し、実施期間を 21 日[比較指標]とした場合、「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」・「5歳(本人の測定)」の判断レベルの設定下限値は、本計算条件で定めた判断レベルの上限である 500 mGy を超える結果となった。500 mGy より高い判断レベルを設定することは、健康調査及び健康相談を適切に行う観点 からは不適当と考えられることから、乳幼児本人を対象とした甲状腺簡易測定の実行は不可であることが分かった。その他年齢群等の判断レベルの設定下限値は「1歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「10歳(本人の測定)」・「15歳(本人の測定)」で 300 mGy、「0歳(大人で代替測定)」・「大人(本人の測定)」で 200 mGy となった。実施期間を 21日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

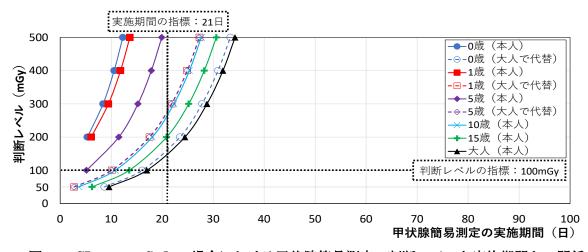


図 22 SL: 0.40 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.3.8 スクリーニングレベル: 0.50 μSv/h

SL: $0.50~\mu$ Sv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を図 23 に示す。現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: 100~mGy」、「SL: $0.20~\mu$ Sv/h」、「実施期間: 21~日」を比較指標とし、SL を $0.50~\mu$ Sv/h に見直した際の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。

SL を $0.50~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]とした場合、実施期間(年齢群等: 「15~歳(本人の測定)」)は 21~日[比較指標]から 11~日に短縮される結果となった。実施期間が短縮されることから、甲状腺簡易測定を実行するためには、対応要員を増やすなど、測定能率の見直しが必要となることが分かった。また、現行の甲状腺簡易測定の条件では、直接本人を測定することが困難とされている乳幼児のうち「0~歳(本人の測定)」・「1~歳(本人の測定)」については、 $SL:0.50~\mu$ Sv/h の条件では、100~mGy に相当する甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出することができないため、甲状腺簡易測定の実行が不可であることが分かった。「5~歳(本人の測定)」については、実施期間を 3~日以内と変更することで、甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SL を $0.50~\mu$ Sv/h に見直し、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から 50~mGy・200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間(年齢群等: $\lceil 15~$ 歳(本人の測定)」)は、 $21~\Pi$ [比較指標]から、それぞれ $4~\Pi$ ・ $19~\Pi$ ・ $23~\Pi$ ・ $26~\Pi$ ・ $28~\Pi$ に変更される結果となった。また、乳幼児の甲状腺簡易測定を実行するためには、大人で代替した場合において実施期間が最も短い「 $5~\pi$ 歳(大人で代替測定)」の甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出できるよう実施期間を設定する必要がある。しかしながら、判断レベルを 50~mGy へ変更した場合、 $SL:0.50~\mu$ Sv/h の条件では、50~mGy に相当する甲状腺中放射性ョウ素放射能を検出することができないため、乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が不可であることが分かった。判断レベルを 200~mGy・300~mGy・400~mGy・500~mGy へ変更した場合、実施期間をそれぞれ $15~\Pi$ 以内・ $20~\Pi$ 以内・ $22~\Pi$ 以内・ $25~\Pi$ 以内とすることで乳幼児の甲状腺簡易測定の実行が可能となることが分かった。

SLを 0.50 µSv/h に見直し、実施期間を 21 日[比較指標]とした場合、「0歳(本人の測定)」・「1歳(本人の測定)」・「5歳(本人の測定)」の判断レベルの設定下限値は、本計算条件で定めた判断レベルの上限である 500 mGy を超える結果となった。500 mGy より高い判断レベルを設定することは、健康調査及び健康相談を適切に行う観点 りからは不適当と考えられることから、乳幼児本人を対象とした甲状腺簡易測定の実行は不可であることが分かった。その他年齢群等の判断レベルの設定下限値は「1歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「5歳(大人で代替測定)」・「10歳(本人の測定)」で 400 mGy、「15歳(本人の測定)」で 300 mGy、「0歳(大人で代替測定)」・「大人(本人の測定)」で 200 mGy となった。実施期間を 21日[比較指標]とし、各年齢群等の甲状腺簡易測定を実行するためには、判断レベルを 100 mGy[比較指標]から、これら設定下限値以上へ変更する必要があることが分かった。

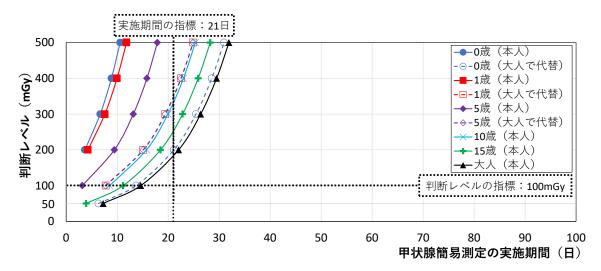


図 23 SL: 0.50 µSv/h の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係

4.4 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに関する考察

甲状腺簡易測定の SL 及び判断レベル毎の実施期間を表 5 に示す。表 5 に示した実施期間は、図 $16\sim23$ にて示した各 SL の場合における甲状腺簡易測定の判断レベルと実施期間との関係を用いて整理した。

表 5 の結果から、判断レベルが高くなるにつれて実施期間は延長され、SL が高くなるにつれて実施期間は短縮される結果となった。また、各年齢群等の実施期間は、短い方から「0 歳 (本人の測定)」、「1 歳 (本人の測定)」、「5 歳 (本人の測定)」、「5 歳 (大人で代替測定)」、「1 歳 (大人で代替測定)」、「15 歳 (本人の測定)」、「15 歳 (本人の測定)」となり、判断レベルや 15 によらず実施期間の順位は同じであった。

直接本人を対象に甲状腺簡易測定を行う場合においては、年齢が高くなるにつれて実施期 間が延長される結果となった。各 SL における年齢群等の実施期間は、式(1)、(2)、(3)で示し た通り、甲状腺等価線量変換係数 e_i 、甲状腺残留率 $R_i(t)$ 、NaI サーベイメータの応答関数 CF_i の年齢群等毎の違いによって特徴づけられる。甲状腺等価線量変換係数ei は、表 2 に示した 通り年齢が高くなるにつれて数値が小さくなる。判断レベルを固定値として計算した場合、 甲状腺等価線量変換係数e_iの数値が小さいほど、より多くの ¹³¹I を吸入したと見積もられ、 甲状腺中 ¹³¹I の検出が容易となることから、年齢が高くなるにつれて実施期間Tを延長させ る方へ働く。また、甲状腺残留率 $R_i(t)$ は、図 4 に示した通り年齢が高くなるにつれて数値が 大きくなり、時間経過による減少も緩やかになる。判断レベルを固定値として計算した場合、 甲状腺残留率 $R_i(t)$ が大きいほど、より多くの 131I が甲状腺に残留していると見積もられ、甲 状腺中 ¹³¹I の検出が容易となることから、年齢が高くなるにつれて実施期間Tを延長させる 方へ働く。一方、NaI サーベイメータの応答関数 CF_i は、表 4 に示した通り年齢が高くなるに つれて数値が大きくなる。判断レベルを固定値として計算した場合、応答関数CF;が大きいほ ど、甲状腺中 131 の検出下限値が高くなり、甲状腺中 131 の検出が難しくなることから、年 齢が高くなるにつれて実施期間Tを短縮させる方へ働く。直接本人を対象とした甲状腺簡易測 定においては、実施期間Tを延長させる要因の方がより優位に働いたと考えられる。

乳幼児の甲状腺内部被ばく線量の推定を大人の甲状腺簡易測定結果で代替する場合においては、式(4)で示した通り、大人の呼吸量 B_i と乳幼児の呼吸量 B_i 'の比を用いて、甲状腺測定対象者となる大人の 131 I 吸入量 Q_i を求め、式(1)、(2)、(3)から実施期間Tを算出した。大人の呼吸量 B_i と乳幼児の呼吸量 B_i 'の差が大きいほど、大人の 131 I 吸入量 Q_i が多いと見積もられるため、実施期間Tは延長される方へ働く。この呼吸量の比を用いた大人の 131 I 総吸入量推定が実施期間Tへ与える影響は大きく、[0 歳(大人で代替測定)」・[1 歳(大人で代替測定)」・[5 歳(大人で代替測定)」の実施期間[T]は、[0] 歳(本人の測定)」・[1] 歳(本人の測定)」・[5] 歳(本人の測定)」の実施期間[T] に比べ大幅に延長される結果となった。

表 5 甲状腺簡易測定の SL 及び判断レベル毎の実施期間 (1/2)

SL(μSv/h)		判断レベル(mGy)						
		50	100 [比較指標]	200	300	400	500	
	0歳(本人)	16 日	21 日	26 日	29 日	32 日	33 ⊟	
	0歳(大人で代替)	38 ⊟	46 日	53 ⊟	58 ⊟	61 ⊟	63 ⊟	
	1歳(本人)	18 日	23 日	29 日	33 日	35 ⊟	37 日	
	1歳(大人で代替)	32 日	40 日	47 日	52 日	55 日	57 日	
0.025	5歳(本人)	24 日	31 ⊟	37 ⊟	41 ⊟	43 ⊟	46 ⊟	
	5歳(大人で代替)	32 日	40 ⊟	47 日	52 日	55 ⊟	57 ⊟	
	10歳(本人)	33 ⊟	40 ⊟	47 ⊟	51 ⊟	55 ⊟	57 ⊟	
	15歳(本人)	36 ⊟	43 日	50 ⊟	55 ⊟	58 ⊟	60 ⊟	
	大人 (本人)	39 ⊟	47 日	54 日	59 日	62 日	64 ⊟	
	0歳(本人)	11 日	16 日	21 日	24 日	26 日	28 日	
	0歳(大人で代替)	31 ⊟	38 ⊟	46 ⊟	50 ⊟	53 ⊟	56 ⊟	
	1歳(本人)	12 日	18 日	23 日	27 日	29 日	31 ⊟	
	1歳(大人で代替)	25 日	32 日	40 日	44 ⊟	47 日	50 ⊟	
0.050	5歳(本人)	18 ⊟	24 日	31 ⊟	34 ⊟	37 ⊟	39 ⊟	
	5歳(大人で代替)	25 日	32 日	40 日	44 ⊟	47 日	50 ⊟	
	10歳(本人)	25 日	33 ⊟	40 日	44 ⊟	47 日	50 ⊟	
	15歳(本人)	28 日	36 日	43 日	47 日	50 日	53 日	
	大人 (本人)	32 日	39 ⊟	47 日	51 ⊟	54 日	57 ⊟	
	0歳(本人)	7.5 日	13 日	18 日	21 日	23 日	25 日	
	0歳(大人で代替)	27 日	34 日	42 日	46 日	49 日	51 日	
	1歳(本人)	8.5 日	14 日	20 日	23 日	26 日	28 日	
	1歳(大人で代替)	21 日	28 日	36 日	40 日	43 日	45 ⊟	
0.075	5歳(本人)	14 日	21 日	27 日	31 日	33 日	35 ⊟	
	5歳(大人で代替)	21 日	28 日	35 ⊟	40 日	43 日	45 ⊟	
	10歳(本人)	21 日	28 日	36 日	40 日	43 日	45 日	
	15歳(本人)	24 日	31 日	39 日	43 日	46 日	48 日	
	大人(本人)	28 日	35 日	42 日	47 日	50 日	52 日	
	0歳(本人)	5.3 日	11 日	16 日	19 日	21 日	23 日	
0.10	0歳(大人で代替)	24 日	31 日	38 日	43 日	46 日	48 日	
	1歳(本人)	6.1 日	12 日	18 日	21 日	23 日	25 日	
	1歳 (大人で代替)	18 日	25 日	32 日	37 日	40 日	42 日	
	5歳(本人)	12 日	18 日	24 日	28 日	31 日	33 ⊟	
	5歳 (大人で代替)	18 日	25 日	32 日	37 日	40 日	42 日	
	10歳(本人)	18 日	25 日	33 日	37 日	40 日	42 日	
	15歳(本人)	21 日	28 日	36 日	40 日	43 日	45 日	
	大人 (本人)	24 日	32 日	39 日	44 日	47 日	49 日	

表 5 甲状腺簡易測定の SL 及び判断レベル毎の実施期間 (2/2)

SL(μSv/h)		判断レベル(mGy)					
		50	100 [比較指標]	200	300	400	500
	0歳(本人)	実行不可	5.3 日	11 日	14 日	16 日	18 日
	0歳(大人で代替)	16 日	24 日	31 日	35 ⊟	38 日	41 日
	1歳(本人)	実行不可	6.1 日	12 日	15 日	18 日	19 日
0.20	1歳(大人で代替)	10 日	18 日	25 日	29 日	32 日	35 ⊟
[比較指標]	5歳(本人)	5.2 日	12 日	18 日	22 日	24 日	26 日
[10+714,017]	5歳(大人で代替)	10 日	18 日	25 日	29 日	32 日	35 ⊟
	10歳(本人)	11 🖯	18 日	25 日	30 日	33 ⊟	35 ⊟
	15歳(本人)	14 日	21 日	28 日	33 日	36 日	38 ⊟
	大人(本人)	17 日	24 日	32 日	36 日	39 日	42 日
	0歳(本人)	実行不可	2.3 日	7.5 日	11 日	13 日	14 日
	0歳(大人で代替)	12 日	19 日	27 日	31 日	34 日	36 ⊟
	1歳(本人)	実行不可	2.8 日	8.5 日	12 日	14 日	16 ⊟
	1歳(大人で代替)	5.8 日	13 日	21 日	25 日	28 日	30 日
0.30	5歳(本人)	実行不可	7.8 日	14 日	18 日	21 日	23 日
	5歳(大人で代替)	5.8 ⊟	13 日	21 日	25 日	28 日	30 日
	10歳(本人)	6.6 ⊟	14 日	21 日	25 日	28 日	31 日
	15歳(本人)	9.3 日	17 日	24 日	28 日	31 日	34 ⊟
	大人 (本人)	13 日	20 日	28 日	32 日	35 ⊟	37 日
	0歳(本人)	実行不可	実行不可	5.3 日	8.4 日	11 日	12 日
	0歳(大人で代替)	8.7 日	16 日	24 日	28 日	31 日	33 ⊟
	1歳(本人)	実行不可	実行不可	6.1 日	9.5 日	12 日	14 日
	1歳(大人で代替)	2.8 日	10 日	18 日	22 日	25 日	27 日
0.40	5歳(本人)	実行不可	5.2 日	12 日	15 日	18 日	20 日
	5歳 (大人で代替)	2.7 日	10 日	18 日	22 日	25 日	27 日
	10歳(本人)	3.7 日	11 日	18 日	22 日	25 日	28 ⊟
	15歳(本人)	6.3 ⊟	14 日	21 日	25 日	28 日	31 日
	大人 (本人)	10 日	17 日	24 日	29 日	32 日	34 日
	0歳(本人)	実行不可	実行不可	3.7 日	6.7 日	8.9 日	11 日
0.50	0歳(大人で代替)	6.3 ⊟	14 日	21 日	25 日	29 日	31 日
	1歳(本人)	実行不可	実行不可	4.3 日	7.6 日	10 日	12 日
	1歳(大人で代替)	実行不可	7.8 ⊟	15 ⊟	19 日	23 日	25 ⊟
	5歳(本人)	実行不可	3.2 日	9.5 日	13 日	16 日	18 ⊟
	5歳(大人で代替)	実行不可	7.7 日	15 日	19 日	23 日	25 日
	10歳(本人)	実行不可	8.5 日	16 日	20 日	23 日	25 日
	15歳(本人)	3.9 ⊟	11 🖯	19 日	23 日	26 日	28 日
	大人(本人)	7.3 ⊟	15 日	22 日	26 日	30 日	32 日

4.4.1 実施期間の延長が必要な状況におけるスクリーニングレベルの見直し

「4.1 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る内容の整理」で示した通り、 甲状腺簡易測定の SL を見直す場合の状況として、甲状腺モニタリング検討チームの議論の 中では「実施期間の延長が必要な状況」が一例として挙げられた。「実施期間の延長が必要な 状況」において SL を見直した際の実施期間へ与える影響について考察を行った。

現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: $100 \, \mathrm{mGy}$ 」、「 $\mathrm{SL}: 0.20 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 」、「実施期間: $21 \, \mathrm{B}$ 」を比較指標とした場合、「実施期間の延長が必要な状況」においては、実施期間を $21 \, \mathrm{B}$ [比較指標]から延長するため、 SL を $0.20 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ [比較指標]よりも低い値に見直さなければならないことが表 5 の結果より分かった。本研究において SL 見直しに係る実施期間考察の対象としている 15 歳(本人の測定)の場合、 SL を $0.20 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ [比較指標]よりも低い値に見直すことで、実施期間を最大で $43 \, \mathrm{B}$ ($\mathrm{SL}: 0.025 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 、判断レベル: $100 \, \mathrm{mGy}$ [比較指標])まで延長させることができると分かった。また、判断レベルを $100 \, \mathrm{mGy}$ [比較指標]から引き上げることができる状況においては、実施期間をさらに延長させることができ、実施期間は最大で $60 \, \mathrm{B}$ ($\mathrm{SL}: 0.025 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 、判断レベル: $500 \, \mathrm{mGy}$) となることが分かった。

SL を $0.20\,\mu\text{Sv/h}$ [比較指標]よりも低い値に見直した場合における甲状腺簡易測定の実行性 の考察については、前述の「4.3.1 スクリーニングレベル: $0.025\,\mu\text{Sv/h}$ 」~「4.3.4 スクリーニングレベル: $0.10\,\mu\text{Sv/h}$ 」を参照すること。

4.4.2 できるだけ低い判断レベルを目指す状況におけるスクリーニングレベルの見直し

「4.1 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しに係る内容の整理」で示した通り、 甲状腺簡易測定の SL を見直す場合の状況として、甲状腺モニタリング検討チームの議論の 中では「できるだけ低い判断レベルを目指す状況」が一例として挙げられた。「できるだけ低 い判断レベルを目指す状況」において、判断レベルを引き下げた際の SL 及び実施期間へ与 える影響について考察を行った。

現行の甲状腺簡易測定の条件である「判断レベル: $100 \, \mathrm{mGy}$ 」、「 $\mathrm{SL}: 0.20 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 」、「実施期間: $21 \, \mathrm{H}$ 」を比較指標とした場合、「できるだけ低い判断レベルを目指す状況」においては、判断レベルを $50 \, \mathrm{mGy}$ に引き下げなければならない。表 $5 \, \mathrm{o}$ 結果より、判断レベル $50 \, \mathrm{mGy}$ へ引き下げた場合、本研究において SL 見直しに係る実施期間考察の対象としている $15 \, \mathrm{tk}$ (本人の測定)の実施期間は、 $21 \, \mathrm{H}$ [比較指標]から $14 \, \mathrm{H}$ ($\mathrm{SL}: 0.20 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ [比較指標]、判断レベル: $50 \, \mathrm{mGy}$)まで短縮されることが分かった。また、判断レベルを $50 \, \mathrm{mGy}$ へ引き下げ、かつ実施期間: $21 \, \mathrm{H}$ [比較指標]を担保するためには、 SL を $0.10 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 以下の値に見直さなければならないことが分かった。 SL を $0.10 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 以下に見直し可能な状況においては、実施期間を $21 \, \mathrm{H}$ [比較指標]から延長させることができ、実施期間は最大で $35.6 \, \mathrm{H}$ ($\mathrm{SL}: 0.025 \, \mu \mathrm{Sv/h}$ 、判断レベル: $50 \, \mathrm{mGy}$)となることが分かった。

判断レベルを 50 mGy へ引き下げた場合における甲状腺簡易測定の実行性の考察については、前述の「4.3.1 スクリーニングレベル: $0.025 \, \mu \text{Sv/h}$ 」 \sim 「4.3.8 スクリーニングレベル:

0.50 μSv/h」を参照すること。

4.4.3 甲状腺簡易測定のスクリーニングレベル見直しの実際に係る考察

「3.2 (4) 甲状腺簡易測定の SL の見直し」に示した通り、甲状腺モニタリング検討チーム会合等では、測定対象者数に応じて $SL:0.20~\mu Sv/h$ を適切に見直す必要がある状況として、以下の 2 つが挙げられた。

(1)実施期間の延長が必要な状況

甲状腺簡易測定の対象者数が極めて多くなり $SL:0.20~\mu Sv/h$ では 3 週間内での測定完了が困難となる場合。実施期間を延ばすため、SL を一段階下げる。

(2)できるだけ低い判断レベルを目指す状況

甲状腺簡易測定の対象者数に対して測定体制に余裕がある場合、100 mSv よりも低い 判断レベルを目指すために、SL を見直す。

「4.4.1 実施期間の延長が必要な状況におけるスクリーニングレベルの見直し」及び「4.4.2 できるだけ低い判断レベルを目指す状況におけるスクリーニングレベルの見直し」で考察した通り、これら状況においては、適切な判断レベルと実施期間を選択しなければならないという技術的な制約はあるものの、いずれの状況においても SL の見直しは実行できることが分かった。

ここでは、SL 見直しに係る技術的な制約を踏まえるとともに、実際の原子力災害時の甲状腺簡易測定を想定し、SL 見直しの実行性について考察する。

(1)実施期間の延長が必要な状況

「実施期間の延長が必要な状況」においては、甲状腺簡易測定が実行不可となる状況を回避するため、否応もなく SL 見直しについて検討される可能性が高い。「4.4.1 実施期間の延長が必要な状況におけるスクリーニングレベルの見直し」で考察した通り、実施期間を 21 日 [比較指標]から延長させるためには、SL を $0.20~\mu$ Sv/h[比較指標]よりも低い値へ見直す方法または判断レベルを 100~mGy[比較指標]から引き上げる方法、もしくはそれら 2 つを組み合わせる方法が存在する。しかしながら、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から引き上げる方法については、甲状腺内部被ばくリスクが懸念される個人の抽出条件を厳しくすることになるため、採用するにあたっては慎重にならなければならない。1F 事故においては、住民の全身除染要否を判断する基準が 13,000cpm から 100,000cpm へ引き上げられ、全身除染の対象となる個人の抽出条件が厳しくされた。当該基準の引き上げについては、一部の専門家等からも異論が唱えられるなど 320、全てのステークホルダーから了承を得ることは容易ではないと考えられる。したがって、「実施期間の延長が必要な状況」においては、判断レベルを 100~mGy[比較指標]から引き上げるよりも、SL を $0.20~\mu$ Sv/h[比較指標]よりも低い値へ見直す方法が優先的に検討される可能性が高いと考えられる。

判断レベル: $100 \, \mathrm{mGy}[$ 比較指標]の場合における甲状腺簡易測定の SL と実施期間との関係を図 24 に示す。図 24 に示した SL と実施期間との関係は、表 5 で整理した判断レベル: $100 \, \mathrm{mGy}[$ 比較指標]の場合における 15 歳(本人の測定)の実施期間の計算結果をプロットした。また、甲状腺簡易測定の SL と実施期間との関係は、式(1)、(2)、(3)に示した通り $131\mathrm{I}$ の甲状腺残留率 $R_i(t)$ に依存する。 $131\mathrm{I}$ の物理的半減期は約 8 日と短く、 $131\mathrm{I}$ が甲状腺へ移行した後の甲状腺残留率は、単一の指数関数で表現されることから 23、図 24 の計算結果は指数関数近似で補完することとした。

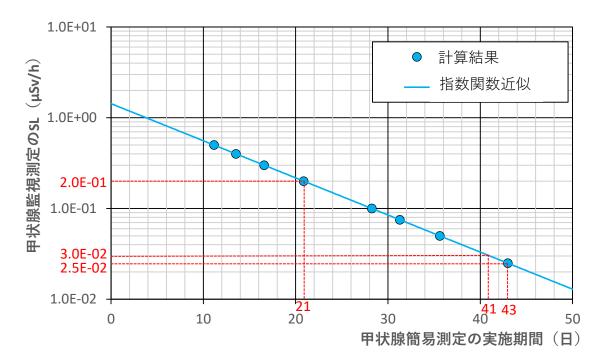


図 24 判断レベル: 100mGy の場合における甲状腺簡易測定の SL と実施期間との関係

図 24 に示した通り、SL を 0.20 μ Sv/h[比較指標]よりも低い値へ見直す場合、値が低くなるにつれて実施期間は 21 日[比較指標]から延長される。NaI サーベイメータによる甲状腺簡易測定の下限値: 0.025 μ Sv/h に SL を見直した場合、実施期間は 43 日となることが分かった。しかしながら、甲状腺モニタリングマニュアルには、「甲状腺簡易測定の実施場所の空間線量率が平時と比べて同程度又は簡易測定にあたって十分低いこと(0.2 μ Sv/h 未満)」、「空間線量率用の放射線測定器(NaI(TI)サーベイメータ等)を使って、定期的に測定すること」が記載されている 11)。甲状腺モニタリング検討チームにおいて、代表機種として選定された日本レイテック(株)製の NaI サーベイメータ(型式: TCS・172B)の指示誤差は±15%以下であり 31)、空間線量率が 0.20 μ Sv/h の環境下においては、その指示誤差は±0.030 μ Sv/h となる。SL を 0.030 μ Sv/h 以下に見直した場合、甲状腺簡易測定の実施場所の空間線量率によっては、甲状腺簡易測定結果が空間線量率起因の NaI サーベイメータ測定値の指示誤差に

埋もれ、甲状腺簡易測定を実行できない可能性が考えられる。甲状腺簡易測定の実施場所における空間線量率の影響を想定した場合、SL は $0.030\,\mu Sv/h$ よりも高い値に見直すことが望ましいと考えられる。また、SL を $0.030\sim0.20\,\mu Sv/h$ の範囲で見直しする場合、図 24 より、実施期間は最大で 41 日(SL: $0.030\,\mu Sv/h$ [比較指標]、判断レベル: $100\,m Gy$)まで延長させることができると分かった。

(2)できるだけ低い判断レベルを目指す状況

「3.1 甲状腺モニタリングの対象とする者」にて記載した通り、甲状腺簡易測定は、避難又は一時移転を指示された地域の 19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦を対象とし、3 週間内に行うことが実施方針として定められた。これら実施方針は、原子力災害初期の人的及び物的資源や原子力災害対応の期限等の制約を踏まえ、避難及び一時移転や安定ヨウ素剤服用、避難退域時検査等の住民の防護措置に係る様々な原子力災害対応と並行して実行できるかが考慮されている。したがって、甲状腺簡易測定の SL 見直しにあたっては、単に甲状腺モニタリングの実行性だけでなく、その他の様々な防護措置の実行性への影響を考慮しなければ、原子力災害対応の重大な混乱を招く恐れがある。例えば、1F 事故においては、住民の全身除染要否を判断する基準の見直しが行われたが、一部の関係機関へは基準見直しに関する指示や背景等が明確に伝わっておらず、各会場の除染対応に違いが見られるなどの混乱が生じた33)。

しかしながら、実際の原子力災害を想定した場合、原子力災害対応と同時並行で、それら影響の有無や程度を正確に把握し、SL 見直しの妥当性を適切に判断することは非常に困難である。したがって、甲状腺簡易測定が問題なく実行されている「できるだけ低い判断レベルを目指す状況」においては、技術的に SL 見直しが可能であったとしても、積極的に SL 見直しが行われる可能性は低いと考えられる。

以上より、SL 見直しに係る技術的な制約と原子力災害時の甲状腺簡易測定の実際を踏まえた場合、「実施期間の延長が必要な状況」においてのみ SL 見直しが行われるであろうと考えた。また、その状況においては SL を $0.030\sim0.20~\mu Sv/h$ の範囲で見直すことが妥当であり、その範囲で SL 見直しを行う場合、実施期間は最大で 41 日まで延長させることができると評価した。

5.まとめ

本研究では、現行の原子力災害対策指針 10)に記載されている「甲状腺簡易測定の SL の見直し」について、甲状腺モニタリング検討チーム等にて議論された内容を踏まえ、SL の目安である $0.20~\mu Sv/h$ の設定根拠を整理するとともに、SL を見直した際の甲状腺簡易測定の実行性及び原子力災害時における SL 見直しの実際について考察を行った。

甲状腺簡易測定の SL の目安である $0.20\,\mu Sv/h$ は、「甲状腺内部被ばく線量の判断レベル: $100\,m Gy$ 」、「131I の吸入摂取シナリオ:急性摂取」、「甲状腺簡易測定における NaI サーベイメータ測定値のばらつき: $\pm 20\%$ 程度(1σ)」、「甲状腺簡易測定の実施期間:3 週間」を考慮し設定されたことが分かった。

甲状腺簡易測定の実施方針の設定条件である「 $SL:0.20\,\mu Sv/h$ 」、「判断レベル: $100\,m Gy$ 」、「実施期間: $21\,$ 日」を比較指標とし、SL を $0.025\sim0.50\,\mu Sv/h$ の範囲で見直した場合の甲状腺簡易測定の実行性について考察を行った。SL を $0.20\,\mu Sv/h$ [比較指標]よりも低い値に見直した場合、実施期間が延長されることから、 $100\,m Gy$ [比較指標]よりも低い判断レベルの採用や、直接測定が困難な乳幼児本人に対して甲状腺簡易測定を実行することが可能となることが分かった。SL を $0.20\,\mu Sv/h$ [比較指標]よりも高く見直した場合、実施期間が短縮されることから、甲状腺簡易測定を実行するためには、対応要員を増やすなどの測定能率の見直しや、判断レベルを $100\,m Gy$ [比較指標]から引き上げる必要があることが分かった。

甲状腺簡易測定の SL 見直しについては、適切な判断レベルと実施期間を選択しなければならないという技術的な制約はあるものの実行可能であることが分かった。しかしながら、原子力災害時の甲状腺簡易測定の実際を想定した場合、「実施期間の延長が必要な状況」においてのみ SL 見直しが行われるであろうと考えた。また、その状況においては SL を 0.030~ $0.20~\mu$ Sv/h の範囲で見直すことが妥当であり、その範囲で SL 見直しを行う場合、実施期間は最大で 41 日まで延長させることができると評価した。

原子力災害対策指針10及び甲状腺モニタリングマニュアル111にて甲状腺モニタリングの実施方針等が示されたものの、具体的な測定手順や実施体制、測定結果の評価方法など、実際の原子力災害時に甲状腺簡易測定を確実かつ適切に実行するためには、追加で検討しなければならない項目がいくつか存在する。特に測定結果の評価方法については、測定場所の空間線量率影響や住民の頸部汚染影響など、測定の不確かさ要因をどの様に考慮すべきかが甲状腺内部被ばく線量を適切に評価するうえで重要となるであろうと注目している。今後、国内外の甲状腺モニタリングに関する議論に注目するとともに、これら検討項目について適時取り組む予定である。

本研究で得られた成果は、国や地方公共団体及び原子力機構内において、原子力災害時又は原子力災害事前対策の策定段階の際に、甲状腺簡易測定のSL見直しを行う際の技術情報として活用されることを期待する。

謝辞

本報告書を執筆するにあたり、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門高度被ばく医療センター計測・線量評価部物理線量評価グループ 谷幸太郎氏には、甲状腺内部被ばく線量の評価についてご教授いただき、さらに内容について議論していただいたことに感謝致します。

参考文献

- 1)中央防災会議:「防災基本計画」(令和 5 年 5 月修正), available from https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 2) 原子力規制庁:「原子力災害時の事前対策における参考レベルについて」(平成 30 年 7 月 11 日), available from https://www.da.nsr.go.jp/file/NR000054322/000238566.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 3) International Agency for Research on Cancer: "Thyroid Health Monitoring after Nuclear Accidents", IARC Technical Publication No. 46 available from https://www.who.int/publications/m/item/thyroid-health-monitoring-after-nuclear-accidents (accessed on 2023-8-31).
- 4) United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation: "UNSCEAR 2020/2021 REPORT VOLUME II: Levels and effects of radiation exposure due to the accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station: implications of information published since the UNSCEAR 2013 Report", available from https://www.unscear.org/unscear/en/publications/2020_2021_2.html (accessed on 2023-8-31).
- 5) 環境省:「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和4年度版)」, available from https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html (accessed on 2023-8-31).
- 6) 福島靖正:「小児甲状腺簡易測定調査等の結果について」, 保健物理, 47 巻, 1 号, pp.17-19 (2012).
- 7) 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター:福島県「県民健康調査」報告, available from https://fhms.jp/fhms/outline/report/ (accessed on 2023-8-31).
- 8) T. Momose. et al.: "Whole-body counting of Fukushima residents after the TEPCO Fukushima Daiichi nuclear power station accident", NIRS-M-252 The 1st NIRS symposium on reconstruction of early internal dose in the TEPCO Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident, 67-82, Chiba, Japan (2012).

- 9) 原子力規制員会:「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」, available from https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kinkyu_koujousen/index.html (accessed on 2023-8-31).
- 10) 原子力規制員会:「原子力災害対策指針」(令和 4 年 7 月 6 日一部改正), available from https://www.nra.go.jp/data/000396853.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 11) 内閣府 (原子力防災担当)、原子力規制庁:甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル (令和5年5月31日一部改正), available from https://www.nra.go.jp/data/000434068.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 12) 原子力安全研究協会:「緊急被ばく医療の知識 -避難所等における初期被ばく医療活動」(平成 15 年 3 月). available from https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9519378/www.remnet.jp/lecture/b03_01/b03_0 1.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 13) 山口武憲:「被ばく線量の測定・評価マニュアル」, 保健物理, 36 巻, 1 号, pp.11-17(2001).
- 14) 日本アイソトープ協会: アイソトープ手帳 11版 (2011).
- 15) 原子力安全委員会:「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(平成 13 年 3 月 29 日一部改訂).
- 16) 日本原子力学会:「原子力発電所の確率論的リスク評価に関する実施基準 (レベル 3PRA 編)」, 2018, p.230.
- 17) International Commission on Radiological Protection: "Age-dependent Doses to Members of the Public from Intake of Radionuclides", ICRP Publication 71, 1995, available from https://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%2071 (accessed on 2023-8-31).
- 18) 原子力規制庁監視情報課:「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考 資料)」(令和3年12月21日一部改訂), available from https://www.nra.go.jp/data/000276389.pdf (accessed on 2023-8-31).

- 19) 文部科学省:「放射能測定法シリーズ 16 環境試料採取法」(昭和 58 年改訂), available from https://www.kankyo-hoshano.go.jp/wp-content/uploads/2020/12/No16.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 20) 文部科学省:「放射能測定法シリーズ 15 緊急時における放射性ヨウ素測定法」(平成 14 年改訂), available from https://www.kankyo-hoshano.go.jp/wp-content/uploads/2020/12/No15.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 21) 原子力規制委員会:「放射能測定法シリーズ 36 大気中放射性物質測定法」(令和 4 年 6 月制定), available from https://www.kankyo-hoshano.go.jp/wp-content/uploads/2022/06/No36.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 22) 放射線医学総合研究所:「平成 24 年度原子力災害影響調査等事業 事故初期のヨウ素等 短半期による内部被ばく線量評価調査 成果報告書」.
- 23) International Commission on Radiological Protection: "Age-dependent Doses to Members of the Public from Intake of Radionuclides", ICRP Publication 56, 1989, available from https://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%2056 (accessed on 2023-8-31).
- 24) 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 計測・線量評価部:「MONDAL3(Monitoring to Dose Calculation Ver.3: Support system for internal dosimetry)」, available from https://www.nirs.qst.go.jp/db/anzendb/RPD/mondal3j.php (accessed on 2023-8-31).
- 25) 量子科学技術研究開発機構:「原子力事故時における近隣住民の確実な初期内部被ばく線量の把握に向けた包括的個人内部被ばくモニタリングの確立」, available from https://www.nra.go.jp/data/000330776.pdf (accessed on 2023-8-31).
- 26) 日本原子力研究開発機構:「事故等緊急時における内部被ばく線量迅速評価法の開発に関する研究」, available from https://www.nra.go.jp/data/000330591.pdf (accessed on 2023-8-31).

- 27) 日本原子力研究開発機構:「OSCAAR コードパッケージの使用マニュアル」, 2020, 65p. available from DOI:10.11484/jaea-testing-2020-001(accessed on 2023-8-31).
- 28) International Commission on Radiological Protection: "Doses to the Embryo and Fetus from Intakes of Radionuclides by the Mother", ICRP Publication 88, 2002, available from https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/ANIB_31_1-3 (accessed on 2023-8-31).
- 29) International Commission on Radiological Protection: "Doses to Infants from Ingestion of Radionuclides in Mothers' Milk", ICRP Publication 95, 2004, available from https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/ANIB_34_3-4 (accessed on 2023-8-31).
- 30) K.Yajima. et al.: "A SCREENING SURVEY EXERCISE FOR THYROID INTERNAL EXPOSURE FROM RADIOIODINE AFTER A NUCLEAR ACCIDENT", Radiation Protection Dosimetry, Vol. 183, No. 4, pp. 483–488 (2019).
- 31) 日本レイテック: γ 線用シンチレーションサーベイメータ TCS172-B カタログ」.
- 32) International Atomic Energy Agency: "Operational Intervention Levels for Reactor Emergencies", available from https://www.iaea.org/publications/11093/operational-intervention-levels-for-reactor-emergencies (accessed on 2023-8-31).
- 33) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会:「政府事故調最終報告書」(平成24年7月23日).

This is a blank page.